

目次

条例

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	デジタル化推進本部（第1号）	10
秋田市行政手続条例の一部を改正する条例	総務課（第2号）	13
秋田市職員給与条例の一部を改正する条例	人事課（第3号）	15
秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法条例の一部を改正する条例	人事課（第4号）	16
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第5号）	27
秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例	観光振興課（第6号）	28
秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を廃止する条例	雄和市民サービスセンター（第7号）	29
秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を廃止する条例	雄和市民サービスセンター（第8号）	30
秋田市雄和山村交流センター条例を廃止する条例	雄和市民サービスセンター（第9号）	31
秋田市雄和左手子交流センター条例を廃止する条例	雄和市民サービスセンター（第10号）	32
秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例	長寿福祉課（第11号）	33
秋田市雄和ふれあいプラザ条例を廃止する条例	長寿福祉課（第12号）	34
秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	保護第二課（第13号）	35
秋田市手数料条例の一部を改正する条例	保健総務課（第14号）	37
秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	子ども総務課（第15号）	38
秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第16号）	53
秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	子ども育成課（第17号）	55
秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例	環境都市推進課（第18号）	56

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例を廃止する条例	商工貿易振興課（第19号）	57
秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例	企業立地雇用課（第20号）	58
秋田市特別会計条例の一部を改正する条例	新エネルギー産業推進室（第21号）	59
秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例	農地森林整備課（第22号）	60
秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例	市場管理室（第23号）	61
秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例	建設総務課（第24号）	62
秋田市都市公園条例の一部を改正する条例	公園課（第25号）	69
秋田市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部予防課（第26号）	71
秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例	消防本部警防課（第27号）	73
秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例	上下水道局給排水課（第28号）	74
秋田市下水道条例の一部を改正する条例	上下水道局給排水課（第29号）	76
秋田市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例	上下水道局給排水課（第30号）	78
秋田市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険課（第31号）	80
秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局議事課（第32号）	81
秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課（第33号）	82
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第34号）	83
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課（第35号）	86

規則

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則	デジタル化推進本部（第9号）	91
秋田市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	総務課（第10号）	97
秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	総務課（第11号）	99
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	保護第二課（第12号）	101
秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例施行規則を廃止する規則	雄和市民サービスセンター（第13号）	104
秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例施行規則を廃止する規則	雄和市民サービスセンター（第14号）	105
秋田市雄和山村交流センター条例施行規則を廃止する規則	雄和市民サービスセンター（第15号）	106
秋田市雄和左手子交流センター条例施行規則を廃止する規則	雄和市民サービスセンター（第16号）	107
秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第17号）	108

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第18号）	109
秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	子ども総務課（第19号）	118
秋田市老人いこいの家条例施行規則を廃止する規則	長寿福祉課（第20号）	121
秋田市雄和ふれあいプラザ条例施行規則を廃止する規則	長寿福祉課（第21号）	122
秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則	企業立地雇用課（第22号）	123
秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	消防本部警防課（第23号）	126
秋田市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課（第24号）	127
秋田市推進本部規則を廃止する規則	人事課（第25号）	137
市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第26号）	138
しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則	広報広聴課（第27号）	139
秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課（第28号）	140
秋田市準用河川管理規則の一部を改正する規則	道路建設課（第29号）	141
市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則	人事課（第30号）	142
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第31号）	143
秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第32号）	146
秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第33号）	152
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第34号）	156
秋田市財務規則の一部を改正する規則	財政課（第35号）	158
秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	財産管理活用課（第36号）	160
秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会学事課（第37号）	161
保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第38号）	163
秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則	保健総務課（第39号）	165
秋田市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	公園課（第40号）	167
秋田市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	公園課（第41号）	168
秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課（第42号）	169
序達		
秋田市法令審査委員会規程の一部を改正する序達	文書法制課（第1号）	170

上下水道局管理規程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第1号）	171
秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第2号）	174
秋田市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第3号）	175

訓令

秋田市公印規程の一部を改正する訓令	文書法制課（第1号）	176
秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課（第2号）	180
秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課（第3号）	183
秋田市庁議規程の一部を改正する訓令	企画調整課（第4号）	184
秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓令	財産管理活用課（第5号）	185
秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令	人事課（第6号）	186
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課（第7号）	187

議会訓令

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令	議会事務局総務課（第1号）	188
秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令	議会事務局総務課（第2号）	189

教委訓令

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令	教育委員会総務課（第1号）	190
--------------------------	---------------	-----

上下水道局訓令

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令	上下水道局総務課（第1号）	191
秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令	上下水道局総務課（第2号）	192

消防本部訓令

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令	消防本部総務課（第1号）	193
------------------------	--------------	-----

告示

指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第64号）	194
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第65号）	195
農産物売払代金の徴収事務の委託について	園芸振興センター（第66号）	196
差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課（第67号）	197
指定納付受託者の指定について	大森山動物園（第68号）	198
令和6年度分および令和7年度分市税督促状の公示送達について	納税課（第69号）	199
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第70号）	200
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第71号）	201
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和7年 賦課年度令和7年 賦課年度令和6年)の公示送達について	国保年金課（第72号）	203
指定公金事務取扱者の指定について	交通政策課（第73号）	204
指定公金事務取扱者の指定について	交通政策課（第74号）	205
指定公金事務取扱者の指定について	交通政策課（第75号）	206
令和7年度第7期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第76号）	207
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第77号）	208
指定納付受託者の指定について	西部市民サービスセンター（第78号）	209
指定公金事務取扱者の指定について	西部市民サービスセンター（第79号）	210
指定納付受託者の指定について	大森山動物園（第80号）	211
公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について	市場管理室（第81号）	212
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第82号）	213
秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について	文書法制課（第83号）	214
計量法による指定定期検査機関について	市民相談センター（第84号）	215
令和8年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第85号）	216
令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第86号）	277
収納代理金融機関の指定について	会計課（第87号）	278
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第88号）	279
証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務の委託について	市民課（第89号）	280
御所野近隣公園野球場等の使用料収納業務の委託について	南部市民サービスセンター（第90号）	281

指定納付受託者の指定について	情報統計課（第91号）	282
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第92号）	283
公共工事の発注見直し、入札および契約の過程ならびに契約内容の閲覧方法について	契約課（第93号）	284
子ども広場運営業務における使用料の徴収事務の指定公金事務取扱者の委託について	子育て相談支援課（第94号）	285
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第95号）	286
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第96号）	287
秋田市中央市民サービスセンターの指定管理者の指定について	中央市民サービスセンター（第97号）	288
秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	中央市民サービスセンター（第98号）	289
秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	東部市民サービスセンター（第99号）	290
秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	南部市民サービスセンター（第100号）	291
秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者の指定について	北部市民サービスセンター（第101号）	292
秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	北部市民サービスセンター（第102号）	293
秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	北部市民サービスセンター（第103号）	294
秋田市西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	西部市民サービスセンター（第104号）	295
秋田県知事から令和8年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について	地籍調査室（第105号）	296
秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者の指定について	河辺市民サービスセンター（第106号）	297
秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者の指定について	河辺市民サービスセンター（第107号）	298
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第108号）	299
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第109号）	300
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第110号）	301
雄物川河川緑地等維持管理業務におけるテニスコート等の使用料の徴収事務の委託について	公園課（第111号）	302
一つ森公園管理運営等業務における体育館等の使用料の徴収事務の委託について	公園課（第112号）	303
指定納付受託者の指定について	公園課（第113号）	304
秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者の指定について	雄和市民サービスセンター（第114号）	305
秋田市中央市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	中央市民サービスセンター（第115号）	306
秋田市保健所取扱手数料に係る公金事務の委託について	衛生検査課（第116号）	307
秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者の指定について	長寿福祉課（第117号）	308

指定公金事務取扱者の指定について	納税課（第118号）	309
指定納付受託者の指定について	納税課（第119号）	311
秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者の指定について	観光振興課（第120号）	312
令和8年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第121号）	313
秋田市雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	雄和市民サービスセンター（第122号）	404
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更および廃止について	保護第一課（第123号）	405
指定公金事務取扱者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第124号）	407
秋田市北部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	北部市民サービスセンター（第125号）	408
都市計画の変更について	都市計画課（第126号）	409
指定公金事務取扱者の指定について	佐竹史料館（第127号）	410
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第128号）	411
道路の区域変更について	建設総務課（第129号）	412
秋田市河辺市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	河辺市民サービスセンター（第130号）	413
秋田市河辺岩見温泉交流センターの施設使用料の徴収事務の委託について	河辺市民サービスセンター（第131号）	414
秋田市一般廃棄物処理実施計画について	環境都市推進課（第132号）	415
令和8年度秋田市一般廃棄物処理実施計画について	環境都市推進課（第133号）	416
指定公金事務取扱者の指定について	スポーツ振興課（第134号）	417
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	子ども総務課（第135号）	418
特定子ども・子育て支援施設等の確認について	子ども総務課（第136号）	419
包括外部監査契約の締結について	総務課（第137号）	420
特定乳児等通園支援事業者の確認について	子ども総務課（第138号）	421
指定納付受託者の指定について	納税課（第139号）	424
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第140号）	426
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第141号）	428
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第142号）	429
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	資産税課（第143号）	430
千秋公園駐車場保守管理業務委託における駐車場の使用料の徴収事務の委託について	公園課（第144号）	431

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第4号）	432
秋田市指定文化財の指定について	文化振興課（第5号）	433
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第6号）	434

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第20号）	435
---	------------------	-----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第3号）	436
----------------	---------------	-----

上下水道局告示

秋田市特定環境保全公共下水道事業計画(太平山処理区)の変更について	上下水道局下水道整備課（第2号）	437
秋田市上下水道事業に係る公金の収納事務の委託について	上下水道局お客様センター（第3号）	438
秋田市指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第4号）	439

消防本部告示

秋田市火災予防条例に規定する必要な知識および技能を有する者について	消防本部予防課（第1号）	440
-----------------------------------	--------------	-----

公告

地籍調査を行った地区の地図および簿冊の閲覧について	地籍調査室	442
地籍調査を行った地区の地図および簿冊の閲覧について	地籍調査室	443
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	444
秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	445
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	446
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	447
都市計画道路の変更に関する図書の写しの縦覧について	都市計画課	448
建築基準法による意見の聴取について	建築指導課	449
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	450

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 1 号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(秋田市都市公園条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「利用料金を」を「利用料金について、」に、「掲示しておかなければ」を「掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければ」に改める。

- (1) 秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第 9 条の 4 第 4 項
- (2) 秋田市太平山スキー場条例（昭和51年秋田市条例第30号）第 5 条第 4 項
- (3) 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例（昭和58年秋田市条例第20号）第 6 条第 4 項
- (4) 秋田市勤労者体育センター条例（昭和62年秋田市条例第 5 号）第 5 条第 4 項
- (5) 秋田港振興センター条例（平成 8 年秋田市条例第22号）第 6 条第 4 項
- (6) 秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）第 5 条第 4 項

- (7) 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例（平成16年秋田市条例第91号）
第5条第4項
 - (8) 秋田市雄和観光交流館条例（平成16年秋田市条例第92号）第6条第
4項
 - (9) 秋田市雄和観光花き栽培園条例（平成16年秋田市条例第93号）第4
条第4項
 - (10) 秋田市雄和里の家条例（平成16年秋田市条例第94号）第5条第4
項
 - (11) 秋田市雄和観光農産物加工所条例（平成16年秋田市条例第95号）
第5条第4項
 - (12) 秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）第5
条第4項
 - (13) 秋田市雄和コテージ条例（平成16年秋田市条例第98号）第5条第
4項
 - (14) 秋田市雄和サイクリングターミナル条例（平成16年秋田市条例第
99号）第6条第4項
 - (15) 秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）
第6条第4項
 - (16) 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例（平成23年秋田市条例第31
号）第7条第4項
 - (17) 秋田市農山村地域活性化センター条例（平成30年秋田市条例第49
号）第5条第4項
 - (18) あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）第5条第4項
（秋田市ポートタワー条例等の一部改正）
- 第2条 次に掲げる条例の規定中「除く。）を」を「除く。）につい
て、」に、「掲示しておかなければ」を「掲示するほか、規則で定め
るところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によ
って直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信
を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により
公衆の閲覧に供するよう努めなければ」に改める。

- (1) 秋田市ポートタワー条例（平成18年秋田市条例第61号）第6条第4項
- (2) 秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）第6条第4項
- (3) 秋田市文化創造館条例（令和2年秋田市条例第3号）第6条第4項
- (4) 秋田市旧松倉家住宅条例（令和4年秋田市条例第19号）第6条第4項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 2 号

秋田市行政手続条例の一部を改正する条例

秋田市行政手続条例（平成 7 年秋田市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号および第 4 号に掲げる事項ならびに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨の告示を市の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる事項ならびに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を秋田市公告式条例（昭和 25 年秋田市条例第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 15 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 21 条第 3 項中「第 14 条第 3 項」および「同条第 3 項」の次に「および第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の

次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項および」の次に「第4項ならびに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市行政手続条例第14条第3項および第4項（これらの規定を同条例第21条第3項および第28条又は秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）第14条第4項、第15条第5項、第16条第3項および第17条第8項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 3 号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項の表に次のように加える。

21	危険鳥獣捕獲等作業手当	日額 1,640円以内	危険鳥獣の捕獲もしくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事する職員
----	-------------	----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例の規定は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。

秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 4 号

秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

(秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年秋田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次の各号」を「、次の各号」に、「次のとおりである」を「、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第 1 号中「在勤庁」を「在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者もしくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第 2 号中「から在勤庁」を「から在勤公署」に、「旧在勤庁から新在勤庁」を「旧在勤公署から新在勤公署」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「扶養親族」を「家族」に、「事実上の」を「事実上」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該

各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第5項中「から第3項まで」を「、第2項および第4項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「市長が定める」および「市長が別に」を「規則で定める」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を次のように改める。

4 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。次条および第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号、第3号もしくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第4条から第6条までを次のように改める。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条および次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第18条までに定める種目および内容に基づき、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。

第7条から第10条の2までを削る。

第10条の3第1項中「支払担当者等」を「支払担当者」に、「旅費額」を「旅費」に改め、同条第3項中「支払担当者等」を「支払担当者」に改め、同条に次の2項を加える。

4 支払担当者は、支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第2項および第3項に規定する期間ならびに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第10条の3を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(旅費の種目および内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費および家族移転費とし、これらの内容については、次条から第18条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項および第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（規則で定める特別職の職員（次項および次条にお

いて「特別職の職員」という。)に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項および第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（特別職の職員に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第11条を次のように改める。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項および次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第11条の2および第11条の3を削る。

第12条から第22条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げる費用のうち自己又はその家族の私用に供する自動車その他の市長が認めるものによる移動に直接要する費用の額は、路程1キロメートルにつき規則で定める額とする。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情および旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費の額ならびに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号および次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情が

ある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用および家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、別に定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（第12条第2項に規定する費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号および第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条および第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条および第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条第1項中「市長」を「旅行命令権者」に、「公用の交通機関、

宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「因り又は当該」を「より又は」に、「超える」を「超えることとなる」に改め、同条第2項中「市長」を「旅行命令権者」に、「別に」を「市長に協議して」に改め、同条第3項中「の統一ある適用を図るため必要な事項」を「を適用して旅費を調整する場合の統一的な基準」に改める。

第24条中「市長」を「旅行命令権者」に改める。

第26条中「の施行に関して」を「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため」に改め、同条を第27条とする。

第25条中「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を削り、同条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第25条 支払担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とする。

別表第1および別表第2を削る。

（秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部改正）

第2条 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1中、団長、副団長、分団長、副分団長および部長については、8級以下3級以上の職務にある者、その他の団員について

は、２級以下の職務にある者の額にそれぞれ」を「の規定により一般職の職員に支給する旅費の額に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。
(秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第１条の規定による改正後の秋田市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の旅費条例第２条第１号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に任命権者が第１条の規定による改正前の秋田市職員等の旅費に関する条例（附則第４項において「改正前の旅費条例」という。）第３条第４項の旅行命令又は旅行依頼を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が同項の旅行命令又は旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第２条第１号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第４条第３項の規定により当該旅行命令又は旅行依頼を変更する旅行については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の旅費条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職もしくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の旅費条例第３条第５項および第６項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項、第２項および第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の旅費条例第３条第１項から第３項まで、第２１条および第２２条第１項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の旅費条例第25条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第2条の規定による改正後の秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 5 号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第11条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市市税条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 6 号

秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例

秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「5,452円」を「11,500円」に、「3,685円」を「7,770円」に、「4,809円」を「7,213円」に、「400円」を「600円」に、「243円」を「364円」に、「500円」を「750円」に、「250円」を「375円」に、「801円」を「1,201円」に改め、同表の備考の 1 中「5,000円」を「7,500円」に、「2,500円」を「3,750円」に、「10,000円」を「15,000円」に、「15,000円」を「22,500円」に、「7,500円」を「11,250円」に改め、同表の備考の 6 中「801円」を「1,201円」に改め、同表の備考の 8 中「325円」を「487円」に、「534円」を「801円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市雄和ふるさと温泉条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 7 号

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を廃止する条例
秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例（平成16年秋田市条例第78号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 8 号

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を廃止する条例
秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例（平成16年秋田市条例第82号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市雄和山村交流センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 9 号

秋田市雄和山村交流センター条例を廃止する条例

秋田市雄和山村交流センター条例（平成16年秋田市条例第83号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市雄和左手子交流センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第10号

秋田市雄和左手子交流センター条例を廃止する条例
秋田市雄和左手子交流センター条例（平成17年秋田市条例第17号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第11号

秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例

(秋田市老人いこいの家条例の廃止)

第 1 条 秋田市老人いこいの家条例（昭和47年秋田市条例第17号）は、廃止する。

(秋田市老人いこいの家条例の一部改正)

第 2 条 秋田市老人いこいの家条例の一部を次のように改正する。

第 1 条の表秋田市八橋老人いこいの家の項および秋田市大森山老人と子ども家の項を削る。

第 3 条中「次の各号に掲げる」を削り、「当該各号に定める」を「市内に居住する60歳以上の」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市雄和ふれあいプラザ条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第12号

秋田市雄和ふれあいプラザ条例を廃止する条例

秋田市雄和ふれあいプラザ条例（平成16年秋田市条例第88号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第13号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1	削除
---	----

別表第2の1の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の2の項および9の項中「、障害者関係情報」を削り、同表の11の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給、」、「、障害者関係情報、生活保護関係情報」、「、児童扶養手当関係情報」、「、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けもしくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当もしくは昭和六十年法律第三十四号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報」、「、中国残留邦人等支援給付関係情報」および「、障害者自立支援給付関係情報」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第14号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第65号の9中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第15号

秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。
- (2) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。

- (3) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。
- (4) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- (5) 特定乳児等通園支援事業者 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- (6) 乳児等支援給付費 法第30条の20第1項に規定する乳児等支援給付費をいう。
- (7) 法定代理受領 法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。
- (8) 地域子ども・子育て支援事業 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思および人格を尊重し、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設および法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めな

ければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数および時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況ならびに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載し

た文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、特定乳児等通園支援の提供を拒んではならない。

(あっせんおよび要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供する際、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証をいう。）の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況、当

該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育および法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供したときは、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領をしないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保および向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項および第3項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前条第1項の法定代理受領をしない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園

支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子どもおよびその保護者の心身の状況等に応じ、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談および援助）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況ならびに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的および運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所は、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的な取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 乳児等支援給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 乳児等支援給付認定子どもにわいせつな行為をすること又は乳児等支援給付認定子どもをしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 乳児等支援給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の乳児等支援給付認定子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の特定乳児等通園支援事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 乳児等支援給付認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の乳児等支援給付認定子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。

（秘密保持等）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員および管理者は、正当な理由が

なく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（法第7条第5項に規定する地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）もしくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財

産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは特定乳児等通園支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに市、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備および会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合は、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援

給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項の規定による記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同

意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項の規定による記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第16号

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和 7 年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項および第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第 6 号中「乳児又は幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「ならびに」を「その他の」に改める。

第19条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条第 2 項中「当該乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項又は第29条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の 1 条を加える。

（設備および職員の基準の特例）

第23条の 2 子ども・子育て支援法第30条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第17号

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号および第2号中「第30条の3」の次に「および第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第18号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「10円」を「4円」に、「20円」を「8円」に、「30円」を「12円」に、「45円」を「18円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例別表第 1 に掲げる指定袋と引換えに徴収する同表に掲げる一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に改正前の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例別表第 1 に掲げる指定袋と引換えに徴収した同表に掲げる一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例を廃止する
条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第19号

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例を廃止
する条例

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例（令和 2 年
秋田市条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第20号

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例

秋田市商工業振興条例（昭和42年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第21号

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(10) 秋田市工業団地開発事業会計

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第22号

秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

秋田市森林等の火入れに関する条例（昭和59年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報もしくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、「火災警報」の次に「もしくは林野火災に関する注意報」を加え、同条第2項中「風勢等」を「、風勢等」に、「とき」を「場合」に、「又は強風注意報、異常乾燥注意報もしくは」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報もしくは乾燥注意報が発表された場合又は」に改め、「火災警報」の次に「もしくは林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第23号

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第40条の次に次の1条を加える。

（開設者による指定飲食料品等の公表）

第40条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。次号および第3号において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第24号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	670
	第2種電柱		1,000
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		600
	第2種電話柱		960
	第3種電話柱		1,300
	その他の柱類		60
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360
変圧塔その他これに類する	1個につき1年	1,200	

	ものおよび公衆電話所				
	郵便差出箱および信書便差出箱			500	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	25	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			36	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			54	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			72	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			360	
	外径が1メートル以上のもの			720	
法第32条第1項第3号に掲	自 動 運	法第2条第2項第5号に規定する	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	4

掲げる施設	行 補 助 施 設	自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	の		
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につき1年	960
		その他のも の	上空に設け るもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	600
			地下に設け るもの		360
その他のもの			1,200		
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,200
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街および 地下室	階数が1の もの	Aに0.004を乗 じて得た額		
		階数が2の もの		Aに0.006を乗 じて得た額	
		階数が3以 上のもの		Aに0.008を乗 じて得た額	
	上空に設ける通路		950		
	地下に設ける通路		570		
その他のもの		1,200			
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	19	
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	190	

政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		1本につき1年	960
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	190
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
		その他のもの		950
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	1,200
政令第7条第3号に掲げる施設		メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方	190	

および同条第5号に掲げる工事用材料		メートルにつき	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 および同条第7号に掲げる施設		1月	120
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1年 Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗

応急仮設		じて得た額
建築物	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項もしくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立して存する占用物件（この条例の施行の日以後に当該許可又は協議が更新された場合を含む。以下「継続占用物件」という。）に係る令和8年度以降の占用料の額は、改正後の秋田市道路占用等に関する条例第5条の規定を適用して算定した占用料の額が当該継続占用物件に係る前年度の占用料の額（令和8年度分の占用料を算出する場合において、令和7年度中に占用を開始した継続占用物件については、実際の占用期間にかかわらず、令和7年度1年分の占用料に相当する額とす

る。)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、同条の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第25号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 千秋公園の項中

千秋公園 有料駐車場	最初の30分まで	1台 につき	100円	使用期間 は、毎年 4月1日 から11月 30日まで とする。	を
	30分を超える30分までごとに		100円		

千秋公園 大坂有料 駐車場	最初の30分まで	1台 につき	100円	使用期間 は、毎年 4月1日 から11月 30日まで とする。	に
	30分を超える30分までごとに		100円		
千秋公園 大手門通 り有料駐 車場	最初の30分まで	1台 につき	100円		
	30分を超える30分までごとに		100円		

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用を開始する場合の使用料について適用し、同日前に使用を開始した場合の使用料については、なお従前の例による。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第26号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号および同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等および可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。ただし、薪

を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造および管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号までおよび第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項ならびに第4項を除く。）および第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市は、住宅における火災の予防を推進するため、住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具および設備の普及の促進に努めるものとする。

第52条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第52条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第27号

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「2,100人」を「1,700人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第28号

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例

(秋田市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 9 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項ただし書に規定する場合には、他の水道事業者が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者を含む。次条第 2 項および第37条第 2 項において同じ。）」を加える。

(秋田市小規模水道施設条例の一部改正)

第 2 条 秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「、又は」を「又は」に、「第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者

（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項ただし書に規定する場合には、他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者を含む。第23条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第29号

秋田市下水道条例の一部を改正する条例

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第5条の2中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第5条の3中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改め、同条第2号中「が1人以上専属している」を「を1人以上選任している」に改める。

第5条の5第1項および第5条の8中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改める。

第5条の9第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、秋田県内の他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の3第2号およ

び第5条の9第1項の改正規定ならびに同項にただし書を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市下水道条例（以下「新条例」という。）第5条の3第2号の規定は、令和8年4月1日以後にされる新条例第5条の2の申請に係る指定について適用し、同日前にされた改正前の秋田市下水道条例第5条の2の申請に係る指定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、秋田市下水道条例第5条の4において準用する同条例第5条第3項の指定の更新について準用する。

秋田市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第30号

秋田市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例

(秋田市農業集落排水施設条例の一部改正)

第 1 条 秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(秋田市地域下水道条例の一部改正)

第 2 条 秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(秋田市個別排水処理施設条例の一部改正)

第3条 秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第31号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出しおよび2項を加える。

（令和7年度分市町村民税非課税者に係る令和8年度分の保険料の減免）

- 24 市長は、第一号被保険者又はその属する世帯の世帯主および全ての世帯員のうちに、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者がある場合は、当該者の属する世帯の第一号被保険者の同年度分の保険料を、当該みなされた者に同年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものとして第4条第1項第1号から第5号までに定める保険料率（同項第1号に定める保険料率にあっては同条第8項、同条第1項第2号に定める保険料率にあっては同条第9項、同条第1項第3号に定める保険料率にあっては同条第10項の規定の適用後の保険料率）のいずれかに決定した保険料率により算定した額に減免する。
- 25 前項の規定による保険料の減免については、当該減免を受けようとする者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第32号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項総務委員会の項中「企画財政部」を「企画政策部、財政部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。

3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会に付託されている請願および陳情は、改正後の条例の規定による総務委員会に付託された請願および陳情とみなす。

4 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第33号

秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

秋田市学校給食費に関する条例（平成28年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者のうち、規則で定める保護者については、この限りでない。

第 4 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項本文」に改める。

第 6 条中「保護者」の次に「（第 4 条第 1 項ただし書に規定する保護者を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市学校給食費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第34号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第12条中「、第70条の5第1項」を削り、同条第2号および第3号中「第70条の5第1項の申告書、」を削る。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

第69条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」および「前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項および第4項を削る。

第70条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の2から第70条の7までを削る。

第71条（見出しを含む。）、第72条（見出しを含む。）および第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第75条の見出しならびに第77条の見出しならびに同条第1項から第3項まで、第5項および第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の5の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第6条の5の2 削除

附則第6条の5の3に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第6条の6第2項中「、附則第6条の5の2第1項」を削る。

附則第13条の2から附則第13条の6までを削る。

附則第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削る。

附則第15条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第15条の3第3項第2号、附則第16条第3項第2号、附則第18条第3項第2号、附則第21条第5項第2号、附則第22条第2項第2号および附則第23条第2項第2号中「、附則第6条の5の2第1項」を削る。

附則第23条の2第2項第2号および第5項第2号ならびに附則第23条の3第2項第2号および第5項第2号中「、第6条の5の2第1項」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 改正後の秋田市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(秋田市手数料条例の一部改正)

- 5 秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項および別表第1第7号中「の種別割」を削る。

(秋田市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の秋田市手数料条例第7条第2項および別表第1第7号の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秋田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「の種別割」を削る。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第35号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「および介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、

3万円とする。

第6条第1号中「第6条の4」の次に「、第6条の11」を加える。

第6条の7の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第6条の8 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第6条の9 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,380円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第6条の10 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について70円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第6条の11 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 880円

(2) 特定世帯 440円

(3) 特定継続世帯 660円

第18条第1項中「66万円」を「67万円」に、「26万円)ならびに」を「26万円)、」に改め、「17万円)」の次に「ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 970円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 620円

(イ) 特定世帯 310円

(ウ) 特定継続世帯 470円

第18条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 690円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 440円

(イ) 特定世帯 220円

(ウ) 特定継続世帯 330円

第18条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額

の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 280円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 140円

第18条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 550円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 690円

第18条第3項中「所得割額および」を「所得割額ならびに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の次に「および18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第6条の8の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均

等割額 当該出産被保険者につき第6条の9の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の10の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第18条に次の1項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第4項、第5項および第7項から第14項までの規定中「第6条の5」の次に「、第6条の8」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 9 号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(秋田市都市公園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 秋田市都市公園条例施行規則（昭和40年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 9 条の 4 第 4 項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市中高年齢労働者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 2 条 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例施行規則（昭和58年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 6 条第 4 項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市勤労者体育センター条例施行規則の一部改正)

第 3 条 秋田市勤労者体育センター条例施行規則（昭和62年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田港振興センター条例施行規則の一部改正)

第4条 秋田港振興センター条例施行規則（平成8年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市太平山スキー場条例施行規則の一部改正)

第5条 秋田市太平山スキー場条例施行規則（平成13年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部改正)

第6条 秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成16年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例施行規則の一部改正)

第7条 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和観光交流館条例施行規則の一部改正)

第8条 秋田市雄和観光交流館条例施行規則(平成16年秋田市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和里の家条例施行規則の一部改正)

第9条 秋田市雄和里の家条例施行規則(平成16年秋田市規則第72号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則の一部改正)

第10条 秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則(平成16年秋田市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和ふるさと温泉条例施行規則の一部改正)

第11条 秋田市雄和ふるさと温泉条例施行規則(平成16年秋田市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和コテージ条例施行規則の一部改正)

第12条 秋田市雄和コテージ条例施行規則(平成16年秋田市規則第75号)

の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則の一部改正)

第13条 秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則（平成16年秋田市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市雄和観光花き栽培園条例施行規則の一部改正)

第14条 秋田市雄和観光花き栽培園条例施行規則（平成17年秋田市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第4条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市ポートタワー条例施行規則の一部改正)

第15条 秋田市ポートタワー条例施行規則（平成18年秋田市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部改正)

第16条 秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則（平成20年秋田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の

1 項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市中通一丁目自動車駐車場条例施行規則の一部改正)

第17条 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例施行規則（平成24年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条中「指定管理者」の次に「（以下「指定管理者」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例第7条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市にぎわい交流館条例施行規則の一部改正)

第18条 秋田市にぎわい交流館条例施行規則（平成24年秋田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市農山村地域活性化センター条例施行規則の一部改正)

第19条 秋田市農山村地域活性化センター条例施行規則（平成30年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市文化創造館条例施行規則の一部改正)

第20条 秋田市文化創造館条例施行規則（令和2年秋田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(あきた芸術劇場条例施行規則の一部改正)

第21条 あきた芸術劇場条例施行規則（令和4年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(秋田市旧松倉家住宅条例施行規則の一部改正)

第22条 秋田市旧松倉家住宅条例施行規則（令和4年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第10号

秋田市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市行政手続条例施行規則（平成 8 年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則を第 1 条とし、同条に見出しとして「（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

（不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の公示の方法）

第 2 条 秋田市行政手続条例（以下「条例」という。）第 14 条第 4 項（条例第 21 条第 3 項および第 28 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する別に定める方法は、市長その他の行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 14 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市長その他の行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、かつ、正常に通信することができる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長その他の行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装

置をいう。)を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第11号

秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年秋田市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法第 15 条第 3 項」および「条例第 14 条第 3 項」を「同条第 3 項および第 4 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「に規定する」を「および第 4 項の規定による」に改める。

第 18 条中「名あて人」を「名宛人」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に、「第 14 条第 3 項後段」を「第 14 条第 4 項後段」に改める。

第 20 条第 1 項中「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に、「第 14 条第 3 項後段」を「第 14 条第 4 項後段」に改め、同条第 2 項中「第 15 条第 1 項」の次に「の規定による通知をした場合（同条第 3 項）を加え、「」と、「法第 15 条第 3 項」とあるのは「」を「の規定による通知をした場合（」に改め、「第 14 条第 1 項」の次に「の規定による通知をした場合（同条第 3 項）を加え、「」と、「条例第 14 条第 3 項」とあるのは「」を「の規定による通知をした場合（」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に、「第 14 条第 3 項後段」を「第 14 条第 4 項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第12号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第2条 削除

第3条の前に見出しとして「（条例別表第1の規則で定める事務）」を付する。

第9条第1号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第14条第1号エ中「第2条第1号から第4号までに掲げる事務に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）」を「外国人生活保護実施関係情報（利用特定個人情報提供省令第22条第1号ヨに規定する外国人生活保護実施関係情報をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条中第2号および第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第22条中第2号および第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第24条中「次の各号」を「利用特定個人情報提供省令第163条各号」に、「当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 要保護者等に準ずる者（利用特定個人情報提供省令第163条第1号に規定する要保護者等に準ずる者をいう。以下この条において同

- じ。)に係る助産の実施又は母子保護の実施に関する情報
- (2) 要保護者等に準ずる者に係る固定資産税に関する情報
 - (3) 要保護者等に準ずる者に係る地方税法第5条第2項第3号の軽自動車税に関する情報
 - (4) 要保護者等に準ずる者に係る国民健康保険税に関する情報
 - (5) 要保護者等に準ずる者に係る公営住宅の家賃に関する情報
 - (6) 要保護者等に準ずる者に係る老人福祉法第11条第1項第1号の養護老人ホームの入所に関する情報
 - (7) 要保護者等に準ずる者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料に関する情報
 - (8) 要保護者等に準ずる者に係る一般特定公共賃貸住宅の家賃に関する情報
 - (9) 要保護者等に準ずる者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定に関する情報もしくは同条第2項の要支援認定に関する情報又は同法第129条の保険料に関する情報
 - (10) 要保護者等に準ずる者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の便宜を供与する事業による給付に関する情報
 - (11) 要保護者等に準ずる者に係る療育手帳の交付およびその障害の程度に関する情報
 - (12) 要保護者等に準ずる者に係る福祉医療に関する情報
 - (13) 要保護者等に準ずる者に係る特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報
 - (14) 要保護者等に準ずる者に係る小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報
 - (15) 要保護者等に準ずる者に係るその他市営住宅の家賃に関する情報
 - (16) 要保護者等に準ずる者に係る単身特定公共賃貸住宅の家賃に関する情報

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第13号

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例施行規則を廃止する規則
秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第53号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第14号

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例施行規則を廃止する規則
秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例施行規則（平成17年秋田市規則第45号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市雄和山村交流センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第15号

秋田市雄和山村交流センター条例施行規則を廃止する規則
秋田市雄和山村交流センター条例施行規則（平成17年秋田市規則第46号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市雄和左手子交流センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第16号

秋田市雄和左手子交流センター条例施行規則を廃止する規則
秋田市雄和左手子交流センター条例施行規則（平成17年秋田市規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第17号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

21	危険鳥獣捕獲 等作業手当	著しい危険を伴う危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲又は殺傷の作業その他これに類する作業として市長が認めるものに従事する職員	日額 1,640円
		危険鳥獣の死体の運搬に従事する職員	日額 440円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例施行規則の規定は、令和7年9月1日から適用する。

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第18号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項第2号、第19条第2項および第26条」を「第27条」に改める。

第1条の2を削る。

第2条から第11条までを次のように改める。

（用語の意義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（採用による赴任に伴う旅費の支給を受ける者）

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 市の要請により国又は他の地方公共団体その他これらに準ずる団体を退職し、引き続いて職員となった者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費等）

第4条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項および第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項および第19条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項に規定する規則で定める金額は、条例第23条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（条例第12条第2項に規定する費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号および第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条および条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第6条、第13条、第14条、第16条、第17条および第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認める額
（旅費額を喪失した場合における旅費等）

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合

における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員もしくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（旅行命令等の発令の手続）

第6条 旅行命令等の発令は旅行命令伺により、旅行命令等の変更又は取消しの発令は旅行命令変更伺により行うものとする。

2 職員が軽易な用務のため旅行をしようとする場合の旅行命令の発令は、前項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

（旅行命令等の変更の申請）

第7条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

（旅費の精算に係る期間）

第8条 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して7日以内とする。

2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して7日以内とする。

（給与の種類）

第9条 条例第7条第4項および第25条第2項に規定する給与の種類は、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当および

宿日直手当又はこれらに相当する給与とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第10条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(特別職の職員)

第11条 条例第9条第1項第5号に規定する規則で定める特別職の職員は、市長、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者又はこれらに相当する職務にある者とする。

本則に次の13条を加える。

(船賃に係る船舶)

第12条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第13条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(その他の交通費)

第14条 条例第12条第2項に規定する規則で定める額は、37円とする。

2 条例第12条第2項に規定する路程は、全路程を通算して計算する。ただし、第23条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(宿泊費基準額等)

第15条 条例第13条に規定する規則で定める額は、条例第9条第1項第5

号に規定する特別職の職員（以下この項および第20条第1号において「特別職の職員」という。）にあっては国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表の指定職職員等の欄の額と、特別職の職員以外の職員にあっては同表の職務の級が十級以下の者の欄の額とする。

2 条例第13条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 市長、副市長その他別に定める者に同行する職員が、これらの者と同一の宿泊施設又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

(3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲および条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(4) 旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があるとき。

（宿泊手当の定額等）

第16条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食および夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合
前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費および家族移転費の

うちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所もしくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第17条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車もしくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項に規定する方法による転居費の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として別に定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が市以外の者から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費の算定方法)

第18条 条例第17条に規定する規則で定める方法は、5夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額を着後滞在費の額とする方法とする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第19条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内)における在勤公署の変更に伴う旅行については、市

長が特に必要と認める場合を除くほか、転居費、着後滞在費および家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費の細則)

第20条 条例第19条第1項に規定する規則で定める旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務にある者（特別職の職員であった場合には、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務にある者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族の旅費の細則)

第21条 条例第20条に規定する規則で定める旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同項の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定に該当する場合において、同項の規定により旅費を支給するときは、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費および包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第22条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（年度経過等による区分）

第23条 移動中における年度の経過、職務の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して算定する。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例（令和8年秋田市条例第4号。以下この項および附則第4項において「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の秋田市職員等の旅費に関

する条例（昭和28年秋田市条例第5号。以下この項および附則第4項において「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に任命権者が改正条例第1条の規定による改正前の秋田市職員等の旅費に関する条例（附則第4項において「改正前の条例」という。）第3条第4項の旅行命令又は旅行依頼を發した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が同項の旅行命令又は旅行依頼を發し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項の規定により当該旅行命令又は旅行依頼を変更する旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第20条および第21条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職もしくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第4条第2項および第5条第2項の規定は、改正後の条例第3条第5項および第6項に規定する者が同条第1項、第2項および第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項から第3項まで、第21条および第22条第1項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第19号

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

秋田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を「秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に改め、「平成26年秋田市条例第58号）」の次に「、秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年秋田市条例第15号）」を加える。

第10条を第11条とする。

第9条の表第33号中「第28条の14第1項」の次に「および施行規則第28条の29第1項」を加え、同表第34号中「第28条の14第2項」の次に「および施行規則第28条の29第2項」を加え、同表中第52号を第63号とし、第51号を第62号とし、同表第50号中「第8条」を「第9条」に改め、同号を同表第61号とし、同表中第49号を第60号とし、第48号を第59号とし、同号の前に次のように加える。

(53)	施行規則第44条の2において準用する施行規則第39条	特定乳児等通園支援事業者確認申請書
(54)	施行規則第44条の2において準用する施行規則第40条	特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書
(55)	第8条第2項	特定乳児等通園支援事業者確認（変

		更) 結果通知書
(56)	施行規則第44条の2において準用する施行規則第41条第1項	特定乳児等通園支援事業者変更届
(57)	施行規則第44条の2において準用する施行規則第41条第3項において準用する施行規則第34条	特定乳児等通園支援事業利用定員減少届
(58)	法第54条の3において準用する法第48条	特定乳児等通園支援事業者確認辞退届

第9条の表中第47号を第52号とし、第36号から第46号までを5号ずつ繰り下げ、第35号の次に次のように加える。

(36)	施行規則第28条の22第1項	乳児等支援給付認定申請書
(37)	法第30条の15第3項	乳児等支援支給認定証
(38)	施行規則第28条の25第1項	乳児等支援給付認定取消通知書
(39)	施行規則第28条の26第1項	乳児等支援給付認定変更届
(40)	施行規則第28条の27第2項	乳児等支援支給認定証再交付申請書

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(特定乳児等通園支援事業者の確認の変更等の申請等)

第8条 法第54条の2第2項の規定により市長から特定乳児等通園支援事業者の確認を受けた者は、当該確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、その利用定員の増加の日の3月前までに、施行規則第44条の2において準用する施行規則第40条の申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、施行規則第44条の2において準用する施行規則第39条および第40条の規定ならびに前項の規定により申請書が提出されたときは、特定乳児等通園支援事業者の確認又は確認の変更の可否を決定し、その旨

を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市老人いこいの家条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第20号

秋田市老人いこいの家条例施行規則を廃止する規則

秋田市老人いこいの家条例施行規則（昭和47年秋田市規則第17号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和10年 4 月 1 日から施行する。

秋田市雄和ふれあいプラザ条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第21号

秋田市雄和ふれあいプラザ条例施行規則を廃止する規則
秋田市雄和ふれあいプラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第60号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第22号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号および第3号から第6号までの規定中「令和8年3月末日」を「令和10年3月末日」に改める。

第2条 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6号」を「第5号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「次に掲げる」を「期間の定めのない労働契約を締結した従業員にあっては50万円（当該従業員が秋田県外から市に転入をしたものである場合にあつては、その額に25万円を加えた額）を、期間の定めのある労働契約を締結した従業員にあっては10万円をそれぞれ1年以上使用した当該従業員の数に乗じて計算した」に改め、同号アおよびイを削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第3項中「第6号」を「第5号」に改める。

別表を次のように改める。

別表 用地取得助成金交付率算定表（第3条関係）

ア 条例第2条第1項第1号から第3号までおよび第8号に係る認定事業者

常時使用する 従業員の 投下固定 数	19人	20人	30人	40人	50人	60人	70人	80人	90人
	以下	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
		29人	39人	49人	59人	69人	79人	89人	

資産総額		以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
5億円以下	10%	12%	15%	17%	20%	22%	25%	27%	30%
5億円超10億円以下	11%	14%	17%	20%	23%	26%	29%	32%	35%
10億円超20億円以下	12%	15%	19%	22%	26%	29%	33%	35%	40%
20億円超30億円以下	14%	17%	21%	25%	28%	32%	35%	40%	40%
30億円超40億円以下	16%	20%	24%	28%	32%	35%	40%	40%	40%
40億円超50億円以下	18%	22%	26%	31%	35%	40%	40%	40%	40%
50億円超	20%	25%	30%	35%	40%	40%	40%	40%	40%

イ 条例第2条第1項第4号および第5号に係る認定事業者

常時使用する 従業員の 数	19人 以下	20人 以上	30人 以上	40人 以上	50人 以上	60人 以上	70人 以上	80人 以上	90人 以上
投下固定 資産総額		29人 以下	39人 以下	49人 以下	59人 以下	69人 以下	79人 以下	89人 以下	
1億円以下	10%	12%	15%	17%	20%	22%	25%	27%	30%
1億円超1億 5,000万円以下	11%	14%	17%	20%	23%	26%	29%	32%	35%
1億5,000万円超 2億円以下	12%	15%	19%	22%	26%	29%	33%	35%	40%
2億円超2億 5,000万円以下	14%	17%	21%	25%	28%	32%	35%	40%	40%
2億5,000万円超 3億円以下	16%	20%	24%	28%	32%	35%	40%	40%	40%

3 億円超 3 億 5,000万円以下	18%	22%	26%	31%	35%	40%	40%	40%	40%
3 億5,000万円超	20%	25%	30%	35%	40%	40%	40%	40%	40%

ウ 条例第2条第1項第6号および第7号に係る認定事業者

常時使用する 従業員の 数 投下固定 資産総額	9人 以下	10人 以上	20人 以上	30人 以上	40人 以上	50人 以上	60人 以上	70人 以上	80人 以上
		19人 以下	29人 以下	39人 以下	49人 以下	59人 以下	69人 以下	79人 以下	
5 億円以下	10%	12%	15%	17%	20%	22%	25%	27%	30%
5 億円超 7 億円以 下	12%	14%	17%	20%	23%	26%	29%	32%	35%
7 億円超 8 億円以 下	15%	18%	21%	24%	27%	30%	33%	35%	40%
8 億円超 9 億円以 下	17%	20%	23%	26%	30%	33%	35%	40%	40%
9 億円超	20%	23%	26%	30%	33%	35%	40%	40%	40%

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条の規定による改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第23号

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市消防団の組織等に関する規則（昭和29年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 5 項 第 5 号 中 「121人」 を 「115人」 に 改 め、 同 項 第 6 号 中 「258人」 を 「178人」 に 改 め、 同 項 第 7 号 中 「1,646人」 を 「1,332人」 に 改 め る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に班長の階級にある消防団員は、引き続き班長の階級にある消防団員として在任することができる。この場合において、班長の階級にある消防団員の数が改正後の秋田市消防団の組織等に関する規則第 2 条 第 5 項 第 6 号 に 規 定 す る 定 員（以下「改正後の班長の定員」という。）を超えるときは、同号の規定にかかわらず、班長の階級にある消防団員の数が改正後の班長の定員以下となるまでの間、班長の階級にある消防団員の数をもって改正後の班長の定員とみなす。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長

秋田市規則第24号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「企画財政部」を「企画政策部」に、「第1節の3 観光文化スポーツ部の所属機関（第24条の5～第24条の12）」を「第1節の3 財政部」に、「第1節の4 観光部の所属機関（第24条の5）」を「第1節の4 観光文化スポーツ部の所属機関（第24条の6～第24条の13）」に改める。

第6条第1項の表総務部の項中「財産管理活用課」を「財産管理課」に改め、同表企画財政部の項を次のように改める。

企画政策部	企画政策課
	選ばれるまち戦略課
	デジタル推進課
	情報統計課
	広報広聴課

第6条第1項の表企画政策部の項の次に次のように加える。

財政部	財政課
	市民税課
	資産税課
	納税課
	特別滞納整理課

	地籍調査室
--	-------

第6条第1項の表建設部の項中 「

道路維持課

」

「

--

」を「

道路維持課
河川課

」に改

め、同条第2項の表総務部財産管理活用課の項を削る。

第9条第1項総務課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項第18号中「（工事検査室を含む。）」を削り、同号を同項第17号とし、同条第1項文書法制課の項第2号中「浄書、」を削り、同条第1項契約課の項第6号中「契約」を「業務委託契約の総括ならびに契約」に改め、同条第1項財産管理活用課の項中「財産管理活用課」を「財産管理課」に改め、同項第1号中「（公共施設等を除く。）」を削り、「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項を削る。

第10条中「企画財政部」を「企画政策部」に改め、同条企画調整課の項中「企画調整課」を「企画政策課」に改め、同項中第16号を第18号とし、第3号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 人口減少対策の推進に係る総合調整に関すること。

(4) 若者応援施策の推進（他の所管に属するものを除く。）および総合調整に関すること。

第10条財政課の項を削り、同条人口減少・移住定住対策課の項中「人口減少・移住定住対策課」を「選ばれるまち戦略課」に改め、同項第1号中「人口減少対策の推進に係る」を「シティプロモーションの推進および」に改め、同項第3号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第

5号とし、同項の次に次のように加える。

デジタル推進課

- (1) 行政情報化および地域情報化の推進に関すること。
- (2) デジタル化関連施策の総合調整に関すること。
- (3) デジタル技術の活用に係る関係部局の技術的支援に関すること。
- (4) デジタル化に係る人材の育成に関すること。
- (5) 課の予算経理に関すること。

第10条広報広聴課の項第1号中「文書および視聴覚」を「文書等」に改め、同条市民税課の項から地籍調査室の項までを削る。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 財政部の課等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

財政課

- (1) 財政計画に関すること。
- (2) 予算編成、予算執行計画および配当に関すること。
- (3) 秋田市財政調整基金、秋田市減債基金、秋田市地域振興基金および秋田市公共施設等整備基金の管理に関すること。
- (4) 市債に関すること。
- (5) 地方交付税に関すること。
- (6) 財政事情を説明する文書の作成および公表その他財政運営に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 課の予算経理に関すること。

市民税課

- (1) 市税（固定資産税、特別土地保有税および国民健康保険税を除く。）の賦課および調定に関すること。
- (2) 地方譲与税に関すること。
- (3) 利子割交付金に関すること。
- (4) 配当割交付金に関すること。
- (5) 株式等譲渡所得割交付金に関すること。
- (6) 法人事業税交付金に関すること。

- (7) 地方消費税交付金に関する事。
- (8) ゴルフ場利用税交付金に関する事。
- (9) 環境性能割交付金に関する事。
- (10) 税制の総合企画に関する事。
- (11) 所得等の証明に関する事。
- (12) 所得等の証明手数料等の調定および徴収に関する事。
- (13) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (14) 税に係る事務の連絡調整に関する事。
- (15) 課（資産税課、納税課および特別滞納整理課を含む。）の予算経理に関する事。

資産税課

- (1) 固定資産の評価に関する事。
- (2) 固定資産税の賦課および調定に関する事。
- (3) 特別土地保有税の賦課および調定に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。
- (6) 固定資産等の証明に関する事。
- (7) 固定資産等の証明手数料の徴収に関する事。

納税課

- (1) 市税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関する事。
- (2) 市税およびこれに伴う収入金の嘱託および受託に関する事。
- (3) 市税の督促および滞納処分に関する事。
- (4) 国民健康保険税およびこれに伴う収入金の収納に関する事。
- (5) 納税思想の高揚および納税貯蓄組合に関する事。

特別滞納整理課

- (1) 市税および公課の滞納（滞納額が高額なものおよび滞納整理が困難なものに限る。）の整理等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 債権の管理に関する指導、助言および連絡調整に関する事。

地籍調査室

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 街区基準点の維持管理等に関すること。
- (3) 室の予算経理に関すること。

第12条第1項生活総務課の項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 地域支援施策に係る調査研究に関すること。

第13条第1項長寿福祉課の項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第13条の2子ども総務課の項第6号および第7号中「および地域型保育事業」を「、地域型保育事業および乳児等通園支援事業」に改め、同条子ども育成課の項第1号中「および地域型保育事業」を「、地域型保育事業および乳児等通園支援事業」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 乳児等のための支援給付に関すること。

第14条商工貿易振興課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第15条道路建設課の項第3号から第5号までを削り、同条道路維持課の項の次に次のように加える。

河川課

- (1) 河川および水路に関すること。
- (2) 河川における漂流物の処理に関すること。
- (3) 法定外公共物（市街化区域等の水路およびため池等であるものに限る。）の機能管理に関すること。

第23条第2項第1号中「実地指導」の次に「ならびに建設工事に関連する委託業務の検査」を加え、同項に次の1号を加える。

- (5) 室の予算経理に関すること。

「第1節の2 企画財政部の所属機関」を「第1節の2 企画政策部の所属機関」に改める。

第24条の2第2項中「企画財政部」を「企画政策部」に改める。

第24条の3第2項中「企画財政部」を「企画政策部」に改め、同項第3

号中「企業誘致ならびに」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 首都圏等における市への企業誘致に関すること。

第24条の4第1項中「の相談」を「の相談等」に改め、同条第2項中「企画財政部人口減少・移住定住対策課」を「企画政策部選ばれるまち戦略課」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 首都圏等における市への移住および定住の促進に関すること。

第4章第1節の3中第24条の12を第24条の13とし、第24条の11を第24条の12とする。

第24条の10中「秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）」を「秋田市立佐竹史料館条例（令和7年秋田市条例第8号）」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 佐竹史料館協議会に関すること。

第24条の10を第24条の11とし、第24条の5から第24条の9までを1条ずつ繰り下げる。

第4章中第1節の3を第1節の4とし、第1節の2の次に次の1節を加える。

第1節の3 財政部の所属機関

(公共施設マネジメント室)

第24条の5 公共施設等のマネジメントに関する事務を処理するため、公共施設マネジメント室を設置する。

2 前項の公共施設マネジメント室は、財政部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公共施設等の保全および管理運営に係る総合調整および総括管理に関すること。

(2) 指定管理者制度に関すること。

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の総括管理に関すること。

(4) 室の予算経理に関すること。

第25条第1項中第77号から第79号までを削り、第80号を第77号とし、第

81号を削り、第82号を第78号とし、第83号から第94号までを4号ずつ繰り上げ、同項第95号中「有害鳥獣駆除対策事業」を「有害鳥獣駆除捕獲対策事業」に改め、同号を同項第91号とし、同項中第96号を第92号とし、第97号から第115号までを4号ずつ繰り上げ、同条第2項第2号中「第82号」を「第78号」に改め、同項第3号中「第85号から第108号」を「第81号から第104号」に改め、同項第4号中「から第81号まで」を削り、「第83号から第107号」を「第79号から第103号」に改め、同項第7号中「第109号から第115号」を「第105号から第111号」に改め、同条第3項中「第108号」を「第104号」に改める。

第34条の2を次のように改める。

第34条の2 削除

第34条の6子ども健康課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 妊婦のための支援給付に関すること。

第47条第2項の表第1号の3中「企画財政部」を「企画政策部」に改め、同表第1号の5を次のように改める。

1の5	担当部長	企画政策部、観光文化スポーツ部および産業振興部	上司の命を受けて、特定の重要な事務を掌る。
-----	------	-------------------------	-----------------------

第47条第2項の表第5号および第11号中「建設工事」の次に「および建設工事に関連する委託業務」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左欄	右欄
総務部財産管理活用課主席主査	総務部財産管理課主席主査
総務部財産管理活用課主査	総務部財産管理課主査
総務部財産管理活用課主任	総務部財産管理課主任
総務部財産管理活用課公共施設管理室主席主査	公共施設マネジメント室主席主査
総務部財産管理活用課公共施設管理室主査	公共施設マネジメント室主査
総務部財産管理活用課公共施設管理室主任	公共施設マネジメント室主任
企画財政部企画調整課参事	企画政策部企画政策課参事
企画財政部企画調整課長補佐	企画政策部企画政策課長補佐
企画財政部企画調整課副参事	企画政策部企画政策課副参事
企画財政部企画調整課主席主査	企画政策部企画政策課主席主査
企画財政部企画調整課主査	企画政策部企画政策課主査
企画財政部企画調整課主任	企画政策部企画政策課主任
企画財政部財政課主査	財政部財政課主査
企画財政部財政課主任	財政部財政課主任
企画財政部人口減少・移住定住対策課主席主査	企画政策部選ばれるまち戦略課主席主査
企画財政部人口減少・移住定住対策課主査	企画政策部選ばれるまち戦略課主査
企画財政部情報統計課長	企画政策部情報統計課長
企画財政部情報統計課 I C T 推進担当課長	企画政策部情報統計課 I C T 推進担当課長
企画財政部情報統計課主席主査	企画政策部情報統計課主席主査
企画財政部情報統計課主査	企画政策部情報統計課主査
企画財政部情報統計課主任	企画政策部情報統計課主任
企画財政部広報広聴課報道官	企画政策部広報広聴課報道官
企画財政部広報広聴課副参事	企画政策部広報広聴課副参事

企画財政部広報広聴課主席主査	企画政策部広報広聴課主席主査
企画財政部市民税課主席主査	財政部市民税課主席主査
企画財政部市民税課主査	財政部市民税課主査
企画財政部市民税課主任	財政部市民税課主任
企画財政部資産税課長補佐	財政部資産税課長補佐
企画財政部資産税課副参事	財政部資産税課副参事
企画財政部資産税課主席主査	財政部資産税課主席主査
企画財政部資産税課主査	財政部資産税課主査
企画財政部資産税課主任	財政部資産税課主任
企画財政部納税課長	財政部納税課長
企画財政部納税課副参事	財政部納税課副参事
企画財政部納税課主席主査	財政部納税課主席主査
企画財政部納税課主査	財政部納税課主査
企画財政部納税課主任	財政部納税課主任
企画財政部特別滞納整理課長	財政部特別滞納整理課長
企画財政部特別滞納整理課副参事	財政部特別滞納整理課副参事
企画財政部特別滞納整理課主席主査	財政部特別滞納整理課主席主査
企画財政部特別滞納整理課主査	
企画財政部特別滞納整理課主査	財政部特別滞納整理課主査
企画財政部地籍調査室長	財政部地籍調査室長
企画財政部地籍調査室主席主査	財政部地籍調査室主席主査
企画財政部地籍調査室主査	財政部地籍調査室主査
企画財政部人口減少・移住定住対策課移住相談センター所長	企画政策部選ばれるまち戦略課移住相談センター所長
企画財政部人口減少・移住定住対策課移住相談センター主任	企画政策部選ばれるまち戦略課移住相談センター主任

3 令和8年3月31日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課に勤務を命じられたものとする。

左欄	右欄
総務部財産管理活用課	総務部財産管理課
企画財政部企画調整課	企画政策部企画政策課
企画財政部人口減少・移住定住対策課	企画政策部選ばれるまち戦略課
企画財政部情報統計課	企画政策部情報統計課
企画財政部広報広聴課	企画政策部広報広聴課
企画財政部市民税課	財政部市民税課
企画財政部資産税課	財政部資産税課
企画財政部納税課	財政部納税課
企画財政部特別滞納整理課	財政部特別滞納整理課

秋田市推進本部規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第25号

秋田市推進本部規則を廃止する規則

秋田市推進本部規則（令和 3 年秋田市規則第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（秋田市職員安全衛生管理規則の一部改正）
- 2 秋田市職員安全衛生管理規則（昭和63年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 号中「、秋田市推進本部規則（令和 3 年秋田市規則第13号）第 3 条第 1 項に規定する本部長」を削る。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第26号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の表第5号中「300万円未満」を「100万円以上」に改め、別表第1の7の表第7号中「工事」の次に「および工事に関連する委託業務」を加える。

別表第2の6の表第4号を次のように改める。

(4) 行政財産の用途又は目的外の使用許可に関すること。	○
------------------------------	---

別表第2の7の表第7号中「工事」の次に「および工事に関連する委託業務」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第27号

しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則の一部を改正する規則
しあわせづくり秋田市民公聴条例施行規則（平成16年秋田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号および第4条第4号中「、企画財政部広報広聴課の資料閲覧コーナー等」を「その他市の施設」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第28号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企画財政部長」を「財政部長」に、「企画財政部次長」を「財政部次長」に改め、同条第2号中「企画財政部市民税課」を「財政部市民税課」に改める。

第5条第1項中「企画財政部長」を「財政部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市準用河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第29号

秋田市準用河川管理規則の一部を改正する規則
秋田市準用河川管理規則（平成12年秋田市規則第13号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条中「建設部道路建設課」を「建設部河川課」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第30号

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務代理者を定める規則（平成 3 年秋田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「柿崎副市長」を「多可副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第31号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項の表第 3 号の 2 を次のように改める。

3 の 2	ボランテ ィア	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは精神上	1 の年において 5 日の範囲内の期間
----------	------------	---	---------------------

の障害がある者又は負傷し、もしくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって任命権者が定めるものにおける活動

ウ アおよびイに掲げる活動のほか、身体上もしくは精神上の障害、負傷、疾病又は老齢により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織、P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するP T Aその他の地域住民を主体として構成される団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が行う活動に参加して行う活動（アからウまでに掲

	<p>げる活動を除く。)</p> <p>オ アからエまでに掲げる活動のほか、市の施策の推進又は地域の課題の解決に資する活動として市長が別に定めるもの</p>	
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第3号の2の休暇については、改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第3号の2の休暇として使用されたものとみなす。

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第32号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中第15号を第19号とし、第12号から第14号までを4号ずつ繰り下げ、同表第11号中「秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改め、同号を同表第15号とし、同表中第10号を第12号とし、同号の次に次のように加える。

13	家族看護等	会計年度任用職員がその配偶者、父母、子（配偶者の子および条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）、孫もしくは配偶者の父母（以下この号において「家族」と総称する。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をを行うことをいう。）をする場合、家族が予防接種、健康診	1の年度において6日（家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
----	-------	---	--

		査もしくは健康診断を受ける際に介助をする場合その他市長が別に定める子の世話又は子の教育もしくは保育に係る行事への参加をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	
14	短期の介護	会計年度任用職員が条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第14条第1項の表中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次のように加える。

8	育児時間	生後1年に達しない子（条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を育てる会計年度任用職員が、その子を保育する場合（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）第8条の6第1項第5号に規定する特別養子縁組の成立前の監	1日2回それぞれ30分以内の期間
---	------	---	------------------

	護者等を含む。)が保育することができない場合に限る。)	
--	-----------------------------	--

第14条第1項の表中第5号を第6号とし、同表第4号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、「第9号および第10号ならびに次項の表第5号および第6号」を「第11号から第14号まで」に改め、同号を同表第5号とし、同表中第3号

を第4号とし、

2	裁判員等 出頭	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
---	------------	---

を

2	裁判員等 出頭	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
3	骨髄移植 等	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子（条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入

に改め、同表に次のよう

	院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
--	------------------------------

に加える。

20	療養（公務外の傷病）	会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1の年度における勤務日の日数が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項の表第1号から第3号までに掲げる場合を除く。）	1の年度において第6項に定める期間
----	------------	---	-------------------

第14条第2項の表中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号および第6号を削り、同表第7号中「（公務上）」の次に「又は通勤上」を加え、「又は」を「もしくはは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷もしくはは」に改め、同号を同表第3号とし、同表第8号を削り、同条第3項中「第1項の表第4号、第9号および第10号ならびに前項の表第5号および第6号」を「第1項の表第5号および第11号から第14号まで」に改め、同条第6項中「第2項の表第8号」を「第1項の表第20号」に改める。

第18条第1項中「第14条第1項の表第5号および第6号」を「第14条第1項の表第6号および第7号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第33号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円程度以上）」を加える。

第4条の3第3項中「第4条の29第2項」を「第4条の32第2項」に改める。

第4条の10第1項第2号中「もしくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法もしくは条例第11条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、もしくは終了し」に、「額」を「額もしくは駐車場等の料金」に改める。

第4条の11中「提示」を「提示又は第4条の19に定める駐車場等たる要件を具備していることおよび駐車場等の料金を証明する書類の提出」に改める。

第4条の14第1項中「第4条の19第4項」を「第4条の22第4項」に改め、同項第1号ア中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改める。

第4条の34を第4条の37とする。

第4条の33第1項ただし書中「第4条の31第1項」を「第4条の34第1項」に改め、同条を第4条の36とし、第4条の30から第4条の32までを3条ずつ繰り下げる。

第4条の29第2項第1号から第3号までの規定中「第4条の26」を「第

4条の29」に、「第4条の27」を「第4条の30」に改め、同項第4号中「第4条の27」を「第4条の30」に改め、同項第5号中「第4条の26」を「第4条の29」に、「第4条の27」を「第4条の30」に改め、同項第6号中「第4条の27」を「第4条の30」に改め、同条を第4条の32とし、第4条の24から第4条の28までを3条ずつ繰り下げる。

第4条の23第1項中「第4条の20第1項」を「第4条の23第1項」に改め、同条を第4条の26とする。

第4条の22第1項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改め、同条を第4条の25とする。

第4条の21第1項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同項第2号中「もしくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法もしくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、もしくは終了し」に、「額に」を「額もしくは駐車場等の料金に」に改め、同項第3号中「第4条の23第2項」を「第4条の26第2項」に改め、同条第2項および第3項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同条を第4条の24とし、第4条の20を第4条の23とする。

第4条の19第1項中「第4条の21第2項第2号」を「第4条の24第2項第2号」に、「第4条の24」を「第4条の27」に改め、同条第4項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に、「（第4条の15各号に掲げる職員に係るものを除く。）および条例第11条第2項第1号」を「、条例第11条第2項第2号」に、「第4条の17第1号」を「第4条の17第2号」に、「」をその支給単位期間の月数で除して得た」を「）および条例第11条第3項第1号に定める」に、「第4条の21第2項」を「第4条の24第2項」に改め、同条を第4条の22とする。

第4条の18の次に次の3条を加える。

第4条の19 条例第11条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の11の規定に基づき決定し、もしくは改定する手当額の基礎となる経路もしくはこれに準ずるものとして別に定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設である

こと。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者もしくは条例第8条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして別に定める施設でないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場等に係る通勤手当を支給することが適当でないものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に定める要件とする。

第4条の20 条例第11条第3項の規則で定める職員は、第4条の17第2号に掲げる職員とする。

第4条の21 条例第11条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ アおよびイに掲げる場合以外の場合 別に定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和 7 年秋田市条例第 61 号）第 2 条の規定による改正後の秋田市職員給与条例（昭和 28 年秋田市条例第 4 号）第 11 条第 3 項に規定する駐車場等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、改正後の秋田市職員給与条例施行規則第 4 条の 10 の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第34号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「（職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）」を削る。

第19条の見出し中「号俸」の次に「に関する規定の適用除外」を加え、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第11を次のように改める。

別表第11 経験年数換算表（第7条関係）

経歴		換算率
地方公務員、国家公務員、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下

その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下）

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第35号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第108条第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条の 9 第 1 項第 3 号」に改める。

第137条第 3 項第 1 号中「および前項」を削り、「限る」の次に「。第 3 号において同じ」を加え、「、労働者災害補償保険料および保証料」を「および現場管理費ならびに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 前項の工事 工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費

第137条中第 9 項を第10項とし、第 4 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項第 1 号の工事の現場管理費および一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費に充てることができる前払金の額は、同号の規定による前払金の100分の25に相当する額を上限とする。

別表第 2 の 4 旅費の項中「在勤地内旅費および」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市財務規則（以下「改正後の規則」という。）第137条第3項第1号および第4項の規定は、この規則の施行の日以後に新たに請負契約を締結する工事又は同日前に請負契約を締結した工事であって同日以後に当該工事に係る前払金の使途の範囲について改正後の規則第131条の規定により当該請負契約を変更したものについて適用する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第36号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中土崎児童館の項および土崎南小学校の項を削り、広面小学校の項の次に次のように加える。

日新小学校	600円
-------	------

別表戸島小学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第37号

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市学校給食費に関する条例施行規則（平成28年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項本文」に改め、同条
中第 5 項を第 6 項とし、第 2 項から第 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1
項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第 4 条第 1 項ただし書の規則で定める保護者は、学校給食を受け
る児童の保護者のうち、次に掲げる保護者以外の保護者とする。

(1) 当該児童について生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規
定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保
護者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める保護者
附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度における中学校の学校給食費の額の特例）

3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に中学校において実
施する学校給食に係る学校給食費の額に関する第 3 条の規定の適用につ
いては、同条第 3 項第 2 号中「470円」とあるのは「340円」と、同条第
4 項中「前項」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた前
項」と、同条第 5 項中「前 2 項」とあるのは「附則第 3 項の規定により
読み替えられた前 2 項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市学校給食費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第38号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項第 3 号中「次号」を「以下この項」に、「第 4 条」を「第 4 条第 1 項および第 3 項」に改め、同項中第 15 号を第 18 号とし、同項第 14 号中「その」を「診療所、助産所もしくはオンライン診療受診施設の」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項中第 13 号を第 16 号とし、第 12 号を第 15 号とし、同項第 11 号中「又は助産所」を「もしくは助産所」に改め、「管理者」の次に「又はオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同号を同項第 14 号とし、同項中第 10 号を第 13 号とし、第 9 号を第 12 号とし、第 8 号を第 11 号とし、同項第 7 号中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に、「又は助産所の廃止又は開設者の死亡もしくは失そう」を「、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止」に改め、同号を同項第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 法第 9 条第 2 項に定める診療所もしくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出に関する事項別表第 2 項第 6 号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 法第 8 条第 2 項に定めるオンライン診療受診施設の設置の届出に

関する事項

別表第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 政令第4条第4項に定めるオンライン診療受診施設の届出事項変更の届出に関する事項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第39号

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則

秋田市医療法施行細則（平成 9 年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「

(4)	法第 8 条
(5)	

」 を 「

(4)	法第 8 条第
(5)	

」

1 項

」 に改め、同表中第25号を第27号とし、第11号から第24号まで

を 2 号ずつ繰り下げ、同表第10号中「又は助産所の開設者」を「もしくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう届」を「失踪届」に改め、同号を同表第12号とし、同表第 9 号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同表第11号とし、同表第 8 号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同表第10号とし、同表中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次のように加える。

(8)	政令第 4 条第 4 項	オンライン診療受診施設届出事項の変更届
-----	--------------	---------------------

第 2 条の表第 5 号の次に次のように加える。

(6)	法第 8 条第 2 項	オンライン診療受診施設設置届
-----	-------------	----------------

第4条第1号および第2号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第40号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
秋田市都市公園条例の一部を改正する条例（令和 8 年秋田市条例第25号）の施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

秋田市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第41号

秋田市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市都市公園条例施行規則（昭和40年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「千秋公園有料駐車場」を「千秋公園大坂有料駐車場および千秋公園大手門通り有料駐車場」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第42号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条中「、第70条の6」を削る。

別表17の項中「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例施行規則別表17の項の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

秋田市庁達第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市法令審査委員会規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市法令審査委員会規程の一部を改正する庁達
秋田市法令審査委員会規程（昭和26年秋田市庁達第13号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第1項中「企画財政部長」を「企画政策部長、財政部長」に改め
る。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程
秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 登録を受けた排水設備工事責任技術者の名簿

第 2 条第 4 号中「工事責任技術者の専属」を「第 2 号の名簿に記載した工事責任技術者の」に改める。

第 5 条第 2 項中「専属する」を「選任した」に改める。

様式第 1 号中「従業員名簿」を「登録を受けた排水設備工事責任技術者の名簿」に、「工事責任技術者の専属」を「第 2 号の名簿に記載した工事責任技術者の」に改める。

様式第 5 号を別紙のように改める。

排水設備工事責任技術者変更届

令和 年 月 日

（宛先）秋田市上下水道事業管理者

指 令 番 号

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

下記のとおり、選任した排水設備工事責任技術者を変更しましたので届出します。

記

1 変更前	
氏名	
県協会登録証番号	
秋田市登録証番号	
兼任する営業所名 および住所（該当の 場合）	（営業所名） （営業所住所）
2 変更後	
氏名	
県協会登録証番号	
秋田市登録証番号	

兼任する営業所名 および住所（該当の 場合）	（営業所名） （営業所住所）
3 変更事由	
4 変更日	

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 2 号

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局文書取扱規程（平成26年秋田市上下水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第23条中「行う文書」の次に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 法令等の規定により公印を押印することとされているもの
- (2) 局又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの（相手方が電子情報処理組織を使用して申請を行うための情報処理システムにより申請をした場合における当該申請に対する通知（相手方が当該情報処理システムにより当該通知を受けるとを申し出ている場合に限る。）を除く。）
- (3) 事実証明に関するものその他特に信用力を付与する必要があるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公印の押印が特に必要と課長等が認めるもの

第24条第 3 項中「は、ファクシミリ」を「以外の文書は」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 3 号

秋田市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程
秋田市上下水道局公文書管理規程（平成26年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「置き、」の次に「理事又は」を加える。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

別表の表第24号および第28号中

市民課長	1
各市民サービスセンター 一 所長	各 1
駅東サービスセンター 所長	1

を 「 市民課長 1 」 に改め、同表第30号中

各部連絡調整課長	各 1
----------	-----

を 「 文書法制課 1 長 」 に改め、同表中第33号

から第35号までを削り、第46号を第49号とし、第36号から第45号までを3号ずつ繰り下げ、第32号の次に次のように加える。

(33)	課長印	てん書	方	16	木印	課長名をも	文書法制課	1
------	-----	-----	---	----	----	-------	-------	---

			ミリメートル		って発する文書	長	
(34)	課長印	てん書	方 16 ミリメートル	木印	人事課長名、資産税課長名、特別滞納整理課長名、農業農村振興課長名および住宅政策課長名をもって発する文書	人事課長 資産税課長 特別滞納整理課長 農業農村振興課長 住宅政策課長	1 1 1 1 1
(35)	所長印	てん書	方 16 ミリメートル	木印	所長名をもって発する文書	文書法制課長	1
(36)	所長印	てん書	方 16 ミリメートル	木印	東京事務所長名、移住相談センター所長名、各市民サービスセンター所長名、駅前サービスセンター所長名、福祉事務所長名、保健所長名および食肉衛生検	東京事務所長 移住相談センター所長 各市民サービスセンター所長 駅前サービスセンター所長 福祉事務所長 保健所長 保健総務課長	1 1 各 1 1 1 1

					査所長名をも って発す る文書	食肉衛生検 査所長	1
(37)	室長印	てん書	方 16 ミリメ ートル	木印	室長名をも って発する 文書	文書法制課 長	1
(38)	場長印	てん書	方 16 ミリメ ートル	木印	場長名をも って発する 文書	各場長	各 1

別表の公印のひな形中

「 (30) 秋 田 市
○ ○ 部
長 之 印 」 を 「 (30) 秋 田 市
部 長
之 印 」 に、

「 (33) 秋 田 市 ○
○ 推 進 本
部 長 之 印 」 を 「 (33) 秋 田 市
課 長
之 印 」 に改め、(46)を(49)とし、(36)か

ら(45)までを(39)から(48)までとし、

「 (35) 秋 田 市
○ ○ 所 (室)
(場) 長 之 印 」 を

「

(35)

秋	田	市
所		長
之		印

(36)

秋	田	市
○	○	所
長	之	印

(37)

秋	田	市
室		長
之		印

(38)

秋	田	市
○	○	場
長	之	印

に改

める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条総務部長専決事項の項第10号中「工事」の次に「および工事に関連する委託業務」を加え、同条企画財政部長専決事項の項を次のように改める。

企画政策部長専決事項

(1) 市広報等の編集発行に関すること。

第10条企画政策部長専決事項の項の次に次のように加える。

財政部長専決事項

(1) 起債および一時借入金に関すること。

(2) 1件の金額が20万円未満の予備費の充当に関すること。

(3) 1件の金額が20万円以上100万円未満の予算費用の流用のうち、各
項および各目の金額の相互流用に関すること。

(4) 1件の金額が20万円以上100万円未満の同一の目内における人件費
に係る節（報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。））、給料、職員手
当等、共済費および旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に
限る。）をいう。以下同じ。）以外の節に係る予算費用の流用のうち、
各細目、各細々目又は各節の金額の相互流用に関すること。

- (5) 1件30万円相当額以上の寄附金品（秋田市ふるさと応援寄附金を除く。）の採納に関する事。
- (6) 税の賦課および減免に関する事。
- (7) 差押財産の売却に関する事。
- (8) 徴税吏員および市税犯則事件調査吏員の委任ならびに固定資産評価補助員の選任に関する事。
- (9) 債権の放棄に係る議会への報告に関する事。

第10条の5中第12号から第14号までを削り、第15号を第12号とし、第16号を削り、第17号を第13号とする。

第11条財産管理活用課長専決事項の項中「財産管理活用課長専決事項」を「財産管理課長専決事項」に改め、同条佐竹史料館事務長専決事項の項中第2号を第3号とし、同項第1号中「佐竹史料館、」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 佐竹史料館の管理および使用許可に関する事。

第11条長寿福祉課長専決事項の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条子ども育成課長専決事項の項第2号中「および施設等利用給付認定」を「、施設等利用給付認定および乳児等支援給付認定」に改め、同項第3号中「および施設等利用費」を「、施設等利用費および乳児等支援給付費等」に改め、同項第5号を削る。

別表第2の5の表第1号、第2号および第4号中「企画財政部長」を「財政部長」に改め、別表第2の6の表第1号および第3号中「財産管理活用課長」を「財産管理課長」に改め、同表第7号を次のように改める。

(7) 行政財産の用途又は目的 外の使用許可に関する事 と。		使用料年額 換算100万 円以上	使用料年額 換算100万 円未満
--------------------------------------	--	------------------------	------------------------

別表第2の7の表第7号中「工事」の次に「および工事に関連する委託業務」を加える。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 3 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成 7 年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「職員は」の次に「、勤務時間中において」を加え、「勤務時間中左胸部の見やすい位置に」を削る。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令

秋田市庁議規程（平成23年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画財政部長」を「企画政策部長、財政部長」に改め、「デジタル化推進本部長」を削る。

第6条中「企画財政部企画調整課」を「企画政策部企画政策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市自動車管理規程の一部を改正する訓令

(秋田市不動産評価審査委員会規程の一部改正)

第1条 秋田市不動産評価審査委員会規程(昭和48年秋田市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画財政部長」を「財政部長」に、「財産管理活用課長」を「財産管理課長」に改める。

第8条中「総務部財産管理活用課」を「総務部財産管理課」に改める。

(秋田市自動車管理規程の一部改正)

第2条 秋田市自動車管理規程(昭和55年秋田市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部財産管理活用課長」を「総務部財産管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月23日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「柿崎副市長」を「多可副市長」に、「企画財政部」を「企画政策部」に改め、「、デジタル化推進本部」を削り、同条第2号中「観光文化スポーツ部」を「財政部、観光文化スポーツ部」に改める。

第3条中「柿崎副市長」を「多可副市長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条後段を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「には、別表に定める公印を押印しなければならない。ただし、軽易な文書および電磁的記録は公印を省略することができる。」を「のうち、次に掲げるものには、別表に定める公印を押印しなければならない。」に改め、同項に次の第1号から第4号を加える。

- (1) 法令等の規定により公印を押印することとされているもの
- (2) 市又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの（相手方が電子情報処理組織を使用して申請を行うための情報処理システムにより申請をした場合における当該申請に対する通知（相手方が当該情報処理システムにより当該通知を受けることを申し出ている場合に限る。）を除く。）
- (3) 事実証明に関するものその他特に信用力を付与する必要があるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公印の押印が特に必要と課長等が認めるもの

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市議会訓令第2号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「および主任」を「、主任および技能主任」に改める。

第5条中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 技能主任は、上司の命を受けて、作業的業務の一部を分担処理する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市教委訓令第1号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令
秋田市教育委員会職員服務規程（平成7年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員は」の次に「、勤務時間中において」を加え、「勤務時間中左胸部の見やすい位置に」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

■ 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令
秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「左胸部の見やすい位置に」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

■秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令
秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表第9号中「300万円未満」を「100万円以上」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市消防本部訓令第 1 号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市消防長 堀 井 正 人

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防本部等処務規程（昭和39年秋田市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表出張所の項中「消防司令補」を「消防司令
消防司令補」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月2日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所
小林 三 男
秋田市外旭川字大畑63番地 1
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを終了
 - (2) 対象となる店舗
ローソン秋田泉南一丁目店
- 4 指定ごみ袋取扱店を終了した日
令和8年2月27日

秋田市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月2日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の名称および住所

イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅 信
秋田市土崎港北一丁目6番25号

2 歳入の名称

秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料

3 変更事項

(1) 概要

次の店舗が取扱いを終了

(2) 対象となる店舗

イオン土崎港店

4 指定ごみ袋取扱店を終了した日

令和8年2月28日

秋田市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、農産物売払代金の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月2日

秋田市長 沼谷 純

1 受託者の名称および事務所の所在地

名称	事務所の所在地
秋田なまはげ農業協同組合	秋田市千秋矢留町2番40号
彩菜館運営協議会	秋田市泉馬場13番10号
秋田市職員互助会	秋田市山王一丁目1番1号

2 委託した公金事務の種類

農産物売払代金の徴収事務

3 指定公金事務取扱者の指定日

令和8年2月24日

4 指定公金事務取扱者の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第67号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月2日

秋田市長 沼谷 純

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市八橋三和町1番19号 ロイヤル進拓201

氏名 佐藤 昭 仁

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月3日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計	款	項	目	節	細節
08 大森山動物園会計	01 使用料及び手数料	01 使用料	01 動物園使用料	01 動物園入園料	01 動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和8年2月27日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第69号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月3日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和6年度分市税督促状（4件）
令和7年度分市税督促状（556件）

秋田市告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和8年3月3日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 ビジュアル ビジョン	けあビジョ ンホーム秋 田金足	秋田市金足追分 字海老穴210番 地1	令和8年3月1日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第71号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和8年3月3日

秋田市長 沼谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和8年2月1日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和8年3月3日から同年9月3日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転

車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第72号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月5日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和6年）

秋田市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月5日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団	秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

放置自転車等撤去保管手数料

3 指定年月日

令和8年3月2日

4 委託年月日

令和8年4月1日

秋田市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月5日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
株式会社友愛ビルサービス	秋田市山王三丁目1番7号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料

3 指定年月日

令和8年3月2日

4 委託年月日

令和8年4月1日

秋田市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月5日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団	秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料

3 指定年月日

令和8年3月2日

4 委託年月日

令和8年4月1日

秋田市告示第76号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月6日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度第7期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年3月6日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
福島町内会
- 2 認可年月日
平成9年5月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 寺 門 文 夫
秋田市仁井田福島二丁目5番10号
変更後 堀 井 伸
秋田市仁井田福島二丁目3番13号
- 4 変更年月日
令和8年2月15日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月9日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード
秋田市大町二丁目4番44号
 - (2) 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
 - (3) 株式会社秋田国際カード
秋田市大町一丁目3番8号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
 - (1) ガラス作品等売払収入
 - (2) 作品売払分配金
- 3 指定納付受託者を指定する年月日
令和8年4月1日

秋田市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月9日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
 - (1) 秋田空港ターミナルビル株式会社
秋田市雄和椿川字山籠49番地
 - (2) 株式会社秋田県物産振興会
秋田市中通二丁目3番8号
- 2 指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入等
ガラス作品等売払収入
- 3 指定公金事務取扱者を指定する年月日
令和8年4月1日

秋田市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月9日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

アソビュー株式会社

東京都品川区大崎一丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8

F

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計	款	項	目	節	細節
08 大森山動物園会計	01 使用料及び手数料	01 使用料	01 動物園使用料	01 動物園入園料	01 動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和8年2月27日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定に基づき、公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年3月9日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託人の住所および氏名

秋田市外旭川字待合28番地

あきた市場マネジメント株式会社

代表取締役 鈴木 信 夫

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第82号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月10日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

秋田市長 沼谷 純

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田県秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田県能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史

2 取り扱う歳入

歴史書売払収入（秋田市史販売代金）

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年2月24日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第84号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を次のとおり定めたので、同法第159条の規定により告示する。

令和8年3月10日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 指定定期検査機関の名称
一般社団法人秋田県計量協会
- 2 指定定期検査機関の住所
秋田市川尻若葉町1番5号
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第85号

令和8年3月4日の「令和8年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年3月11日

秋田市長 沼谷 純

議案第20号

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,536,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,406,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	45,617,331	△149,800	45,467,531
	1 市民税	20,609,367	△107,610	20,501,757
	2 固定資産税	20,205,165	52,797	20,257,962
	3 軽自動車税	981,398	8,634	990,032
	4 市たばこ税	2,247,510	△112,695	2,134,815
	6 入湯税	44,050	△3,460	40,590
	7 事業所税	1,524,328	12,534	1,536,862
2	地方譲与税	1,160,093	1,237	1,161,330
	1 地方揮発油譲与税	212,687	3,681	216,368
	2 自動車重量譲与税	691,785	△5,131	686,654
	4 特別とん譲与税	20,565	2,687	23,252
3	利子割交付金	30,742	46,875	77,617
	1 利子割交付金	30,742	46,875	77,617
4	配当割交付金	152,908	35,753	188,661
	1 配当割交付金	152,908	35,753	188,661
5	株式等譲渡所得割交付金	243,818	16,879	260,697
	1 株式等譲渡所得割交付金	243,818	16,879	260,697
6	法人事業税交付金	639,291	△56,591	582,700
	1 法人事業税交付金	639,291	△56,591	582,700
7	地方消費税交付金	8,935,032	38,058	8,973,090
	1 地方消費税交付金	8,935,032	38,058	8,973,090
9	環境性能割交付金	77,259	△8,085	69,174
	1 環境性能割交付金	77,259	△8,085	69,174
11	地方特例交付金	271,751	20,836	292,587
	1 地方特例交付金	267,821	20,836	288,657
12	地方交付税	26,795,853	270,575	27,066,428

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 地方交付税	26,795,853	270,575	27,066,428
14	分担金及び負担金	383,069	△5,224	377,845
	1 分担金	1,750	△1,000	750
	2 負担金	381,319	△4,224	377,095
15	使用料及び手数料	2,279,809	8,457	2,288,266
	1 使用料	1,107,164	5,687	1,112,851
	2 手数料	1,172,645	2,770	1,175,415
16	国庫支出金	29,471,230	631,293	30,102,523
	1 国庫負担金	21,799,621	293,534	22,093,155
	2 国庫補助金	7,587,201	340,541	7,927,742
	3 委託金	84,408	△2,782	81,626
17	県支出金	11,000,743	96,863	11,097,606
	1 県負担金	6,838,847	27,380	6,866,227
	2 県補助金	3,209,305	83,204	3,292,509
	3 委託金	952,591	△13,721	938,870
18	財産収入	207,244	33,975	241,219
	1 財産運用収入	141,121	7,057	148,178
	2 財産売払収入	66,123	26,918	93,041
19	寄附金	2,880,033	200,539	3,080,572
	1 寄附金	2,880,033	200,539	3,080,572
20	繰入金	3,207,707	409,621	3,617,328
	1 特別会計繰入金	171,009	31,058	202,067
	2 基金繰入金	3,036,698	378,563	3,415,261
22	諸収入	9,143,411	△249,161	8,894,250
	3 貸付金元利収入	6,808,357	△5,183	6,803,174
	4 受託事業収入	33,570	2,574	36,144

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑入	千円 2,261,480	千円 △246,552	千円 2,014,928
23 市債		10,787,600	1,194,500	11,982,100
	1 市債	10,787,600	1,194,500	11,982,100
	歳入合計	154,869,894	2,536,600	157,406,494

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	663,704	4,557	668,261
	1 議会費	663,704	4,557	668,261
2	総務費	20,728,237	670,757	21,398,994
	1 総務管理費	17,992,260	684,749	18,677,009
	2 徴税費	1,277,881	△3,338	1,274,543
	3 戸籍住民基本台帳費	770,449	18,984	789,433
	4 選挙費	392,967	△26,629	366,338
	5 統計調査費	207,426	△3,009	204,417
3	民生費	58,293,056	996,445	59,289,501
	1 社会福祉費	27,319,174	382,643	27,701,817
	2 児童福祉費	21,798,752	340,034	22,138,786
	3 生活保護費	9,091,740	287,295	9,379,035
	4 国民年金費	56,422	△2,653	53,769
	5 災害救助費	26,968	△10,874	16,094
4	衛生費	10,958,775	531,033	11,489,808
	1 環境衛生費	556,992	△7,125	549,867
	2 保健所費	2,453,167	△207,417	2,245,750
	3 清掃費	4,974,923	△72,726	4,902,197
	4 病院費	1,802,925	22,587	1,825,512
	5 上水道費	173,697	796,055	969,752
	6 食肉衛生検査所費	178,300	3,525	181,825
	7 母子衛生費	818,771	△3,866	814,905
6	農林水産業費	2,683,721	367,242	3,050,963
	1 農業費	1,908,899	239,860	2,148,759
	2 農業集落排水費	331,909	△48,571	283,338
	3 林業費	442,913	175,953	618,866

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	商工費	10,262,637	38,988	10,301,625
	1 商工費	10,262,637	38,988	10,301,625
8	土木費	18,558,685	△312,585	18,246,100
	1 土木管理費	358,693	△4,685	354,008
	2 道路橋りょう費	5,495,744	242,546	5,738,290
	4 港湾費	216,897	△3,384	213,513
	5 都市計画費	5,954,721	△437,519	5,517,202
	6 下水道費	4,357,821	△68,442	4,289,379
	7 住宅費	695,435	△41,101	654,334
9	消防費	4,995,480	184,951	5,180,431
	1 消防費	4,995,480	184,951	5,180,431
10	教育費	13,254,445	216,198	13,470,643
	1 教育総務費	2,089,979	21,300	2,111,279
	2 小学校費	3,012,371	126,510	3,138,881
	3 中学校費	1,674,451	56,973	1,731,424
	4 高等学校費	877,731	17,727	895,458
	5 幼稚園費	395,675	869	396,544
	6 社会教育費	2,712,980	△32,433	2,680,547
	7 保健体育費	872,548	3,709	876,257
	8 専修学校費	156,639	8,618	165,257
	9 大学費	1,462,071	12,925	1,474,996
11	災害復旧費	183,062	△78,157	104,905
	1 農林水産施設災害復旧費	17,502	△7,001	10,501
	2 公共土木施設災害復旧費	163,673	△71,156	92,517
12	公債費	13,648,137	△82,829	13,565,308
	1 公債費	13,648,137	△82,829	13,565,308
歳 出 合 計		154,869,894	2,536,600	157,406,494

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	296,153	令和7年度	103,267	296,153	令和7年度	32,111
				令和8年度	192,886		令和8年度	264,042

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	秋田市水防センター(仮称)整備事業	千円 43,480
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修経費	32,326
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備費補助金	57,980
4 衛生費	5 上水道費	水道事業会計出資金	796,800
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	19,640
		農業共同利用施設再編整備支援事業	97,664
		県営土地改良施設等整備事業負担金	333,856
		団体営農業用水路等長寿命化事業費補助金	619
	ため池防災対策事業	18,020	
	3 林業費	県単局所防災事業	10,098
7 商工費	1 商工費	商店街・地域中小企業団体等消費拡大支援事業	32,220
		秋田駅前大型商業施設消費喚起支援事業	30,000
		中小企業賃上げ基盤強化支援事業	12,171
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	134,080
		消融雪施設整備事業	124,000
		道路改良事業	235,000
		側溝改良事業	46,837
		電線共同溝整備事業	46,300
		橋りょう修繕事業	123,061
	道路橋長寿命化修繕計画策定事業	3,898	
	3 河川費	道路排水路等整備事業	6,000
	4 港湾費	県施行秋田港整備事業負担金	18,979

款	項	事業名	金額
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	千円 19,498
		地方道路交付金事業	1,799,700
		千秋公園整備事業	36,200
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	196,957
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	103,236
	9 大学費	公立大学法人施設整備費補助金	85,830

(変更)

款	項	事業名	金額	
8 土木費	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金		千円
			補正前	345,000
			補正額	161,800
			補正後	506,800

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
高齢者等デジタル活用支援事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 1,431
庁内業務デジタル化推進経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	4,090
秋田市公式LINE運用経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	2,247
「秋田市暮らし」魅力発信事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	606
移住定住コーディネーター活用事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	505
中心市街地にぎわい創出事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	3,644
秋田の魅力発信素材充実事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	506
観光客等受入促進事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	568
秋田港大型クルーズ船誘致等事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	47,581
市民スポーツ活動振興事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	13,558
美術館施設整備等経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	32,458
まちあかり・ふれあい推進事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	14,098
若者自立支援事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	5,490
放課後児童健全育成事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	701,864

事 項	期 間	限 度 額
母子保健関連事業委託経費等	令和7年度 } 令和8年度	千円 203,314
ビジネススタート支援事業	令和7年度 } 令和8年度	7,447
秋田市・スタートアップ協働事業	令和7年度 } 令和8年度	3,000
中心市街地循環バス運行事業	令和7年度 } 令和8年度	13,719
買物タクシー事業	令和7年度 } 令和8年度	924
公共交通ネットワーク整備事業	令和7年度 } 令和8年度	28,614
交通系ICカード運用経費	令和7年度 } 令和8年度	876
市議会本会議中継等業務委託経費	令和7年度 } 令和8年度	2,531
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定千秋美術館分)	令和7年度 } 令和8年度	85,917

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
社会福祉関連サービス委託経費等	令和7年度 } 令和8年度	千円 22,138	令和7年度 } 令和8年度	千円 48,728
老人福祉関連サービス委託経費等	令和7年度 } 令和8年度	10	令和7年度 } 令和8年度	260,561
健康管理関連事業委託経費等	令和7年度 } 令和8年度	18,566	令和7年度 } 令和8年度	512,801
古川流域治水対策事業	令和7年度 } 令和8年度	1,147	令和7年度 } 令和8年度	20,430

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定防災安全対策課分)	令和7年度 } 令和8年度	千円 16,756	令和7年度 } 令和8年度	千円 20,776
同 上 (令和7年度設定スポーツ振興課分)	令和7年度 } 令和8年度	107,550	令和7年度 } 令和8年度	108,125
同 上 (令和7年度設定生活総務課分)	令和7年度 } 令和8年度	2,222	令和7年度 } 令和8年度	2,613
同 上 (令和7年度設定福祉総務課分)	令和7年度 } 令和8年度	59,236	令和7年度 } 令和8年度	81,666
同 上 (令和7年度設定子ども育成課分)	令和7年度 } 令和8年度	6,443	令和7年度 } 令和8年度	17,934
同 上 (令和7年度設定子育て相談支援課分)	令和7年度 } 令和8年度	334	令和7年度 } 令和8年度	939
同 上 (令和7年度設定産業企画課分)	令和7年度 } 令和8年度	267,695	令和7年度 } 令和8年度	268,060
同 上 (令和7年度設定建設総務課分)	令和7年度 } 令和8年度	182,921	令和7年度 } 令和8年度	622,982
同 上 (令和7年度設定都市総務課分)	令和7年度 } 令和8年度	331,014	令和7年度 } 令和8年度	331,107

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 1,575,500	△ 千円 96,000	千円 1,479,500			
児童福祉費	52,400	△ 21,400	31,000			
災害救助費	10,200	△ 8,500	1,700			
社会福祉費	71,800	△ 13,900	57,900			
清掃費	210,200	△ 2,200	208,000			
上水道費	90,200	796,800	887,000			
農業費	241,300	210,600	451,900			
道路橋りょう費	2,362,000	115,800	2,477,800			
港湾費	47,600	6,500	54,100			
土地区画整理費	1,272,200	△ 311,900	960,300			
街路事業費	886,200	4,200	890,400			
公園整備費	132,800	△ 14,700	118,100			
災害対策費	2,000	△ 2,000	0			
消防費	1,208,600	△ 6,900	1,201,700			
小学校費	508,600	114,400	623,000			
中学校費	187,600	65,100	252,700			
社会教育費	605,400	△ 2,200	603,200			
公共土木施設 災害復旧費	43,900	△ 20,500	23,400			
減収補てん債		32,900	32,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
調整債		348,400	348,400			
計	10,787,600	1,194,500	11,982,100			

議案第21号

令和7年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）

令和7年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ729,450千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,137,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	1,413,847	△364,725	1,049,122
	1 国庫補助金	1,413,847	△364,725	1,049,122
3	繰入金	1,416,147	△364,725	1,051,422
	1 一般会計繰入金	1,416,147	△364,725	1,051,422
	歳入合計	2,866,592	△729,450	2,137,142

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		2,864,292	△729,450	2,134,842
	1 土地区画整理費	2,864,292	△729,450	2,134,842
	歳 出 合 計	2,866,592	△729,450	2,137,142

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅西北地区土地区画整理事業	千円 120,000

(変更)

款	項	事業名	金額	
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業		千円
			補正前	690,000
			補正額	203,600
			補正後	893,600

議案第22号

令和7年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）

令和7年度秋田市の市有林会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ939千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239,119千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	155,592	939	156,531
	1 一般会計繰入金	155,592	939	156,531
	歳入合計	238,180	939	239,119

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		27,116	939	28,055
	1 総務管理費	27,116	939	28,055
	歳 出 合 計	238,180	939	239,119

議案第23号

令和7年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）

令和7年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	59,544	△5,963	53,581
	1 使用料	37,070	△5,963	31,107
2	繰越金	1	7,040	7,041
	1 繰越金	1	7,040	7,041
3	諸収入	537	1,180	1,717
	1 雑入	537	1,180	1,717
	歳 入 合 計	60,082	2,257	62,339

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	58,689	0	58,689
	1 総務管理費	58,689	0	58,689
2	繰出金	1,193	2,257	3,450
	1 一般会計繰出金	1,193	2,257	3,450
	歳 出 合 計	60,082	2,257	62,339

議案第24号

令和7年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）

令和7年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,542千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ593,552千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	92,685	△25,913	66,772
	1 使用料	92,685	△25,913	66,772
4	繰入金	419,289	14,371	433,660
	1 一般会計繰入金	419,289	14,371	433,660
	歳 入 合 計	605,094	△11,542	593,552

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 498,783	千円 △11,588	千円 487,195
	1 総務管理費	498,783	△11,588	487,195
3 公債費		31,122	46	31,168
	1 公債費	31,122	46	31,168
歳 出 合 計		605,094	△11,542	593,552

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度	千円 22,068	令和7年度	千円 22,152
	〃 令和8年度		〃 令和8年度	

議案第25号

令和7年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）

令和7年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 発電収入		千円 249,666	千円 11,290	千円 260,956
	1 発電収入	249,666	11,290	260,956
3 諸収入		0	11,342	11,342
	1 雑入	0	11,342	11,342
歳 入 合 計		249,667	22,632	272,299

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	80,117	△6,169	73,948
	1 総務管理費	80,117	△6,169	73,948
2	繰出金	169,350	28,801	198,151
	1 一般会計繰出金	169,350	28,801	198,151
	歳 出 合 計	249,667	22,632	272,299

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度	千円 22,068	令和7年度	千円 22,152
	〃 令和8年度		〃 令和8年度	

議案第26号

令和7年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

令和7年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ355,295千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,322,010千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	4,388,043	△291,301	4,096,742
	1 国民健康保険税	4,388,043	△291,301	4,096,742
3	国庫支出金	75,938	26	75,964
	1 国庫補助金	75,938	26	75,964
4	県支出金	22,739,222	△370,960	22,368,262
	1 県補助金	22,739,221	△370,960	22,368,261
5	財産収入	1,085	2,073	3,158
	1 財産運用収入	1,085	2,073	3,158
6	繰入金	2,430,432	△112,305	2,318,127
	1 一般会計繰入金	2,430,431	△112,305	2,318,126
7	繰越金	405	417,172	417,577
	1 繰越金	405	417,172	417,577
	歳 入 合 計	29,677,305	△355,295	29,322,010

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国民健康保険事業費納付金	6,987,938	△783,243	6,204,695
	1 医療給付費分	4,768,556	△631,985	4,136,571
	2 後期高齢者支援金等分	1,702,988	△99,390	1,603,598
	3 介護納付金分	516,394	△51,868	464,526
5	基金積立金	1,085	412,073	413,158
	1 基金積立金	1,085	412,073	413,158
7	諸支出金	20,162	15,875	36,037
	1 償還金及び還付加算金	20,161	15,875	36,036
	歳 出 合 計	29,677,305	△355,295	29,322,010

議案第27号

令和7年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）

令和7年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,102,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,752,540千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	6,515,143	609,118	7,124,261
	1 介護保険料	6,515,143	609,118	7,124,261
3	国庫支出金	7,612,754	△84,828	7,527,926
	1 国庫負担金	5,419,932	△1,236	5,418,696
	2 国庫補助金	2,192,822	△83,592	2,109,230
4	支払基金交付金	8,258,258	18,705	8,276,963
	1 支払基金交付金	8,258,258	18,705	8,276,963
5	県支出金	4,506,119	23,859	4,529,978
	1 県負担金	4,308,544	23,656	4,332,200
	2 県補助金	197,575	203	197,778
6	財産収入	3,640	8,589	12,229
	1 基金運用収入	3,640	8,589	12,229
7	繰入金	4,689,672	8,833	4,698,505
	1 一般会計繰入金	4,689,671	8,834	4,698,505
	2 基金繰入金	1	△1	0
8	繰越金	64,795	512,882	577,677
	1 繰越金	64,795	512,882	577,677
9	諸収入	74	4,926	5,000
	2 雑入	73	4,926	4,999
	歳 入 合 計	31,650,456	1,102,084	32,752,540

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	29,933,790	69,592	30,003,382
	1 介護サービス等諸費	27,431,627	69,592	27,501,219
3	地域支援事業費	1,267,030	1,170	1,268,200
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	609,404	297	609,701
	3 包括的支援事業・任意事業費	614,660	873	615,533
5	基金積立金	3,640	819,049	822,689
	1 基金積立金	3,640	819,049	822,689
7	諸支出金	64,799	212,273	277,072
	1 償還金及び還付加算金	64,799	212,273	277,072
	歳 出 合 計	31,650,456	1,102,084	32,752,540

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム等更新・運用経費	令和7年度 ┆ 令和13年度	千円 426,804

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 45,474	令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 567,866

議案第28号

令和7年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

令和7年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,959,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	3,699,068	162,233	3,861,301
	1 後期高齢者医療保険料	3,699,068	162,233	3,861,301
3	繰入金	1,071,376	△26,835	1,044,541
	1 一般会計繰入金	1,071,376	△26,835	1,044,541
	歳 入 合 計	4,823,831	135,398	4,959,229

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	106,691	396	107,087
	1 総務管理費	31,624	396	32,020
2	後期高齢者医療広域連合納付金	4,701,840	135,002	4,836,842
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,701,840	135,002	4,836,842
	歳 出 合 計	4,823,831	135,398	4,959,229

議案第29号

令和7年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度秋田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給 水 戸 数	149,505戸	△81戸	149,424戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,979,585m ³	73,137m ³	33,052,722m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	90,355m ³	200m ³	90,555m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備			
配水管布設	340m	381m	721m
配水管布設替等	15,055m	△3,254m	11,801m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	7,667,253千円	341,680千円	8,008,933千円
第1項 営業収益	6,964,646千円	△119,431千円	6,845,215千円
第2項 営業外収益	702,605千円	461,061千円	1,163,666千円
第3項 特別利益	2千円	50千円	52千円

	支		出
第1款 水道事業費用	7,360,238千円	△494,859千円	6,865,379千円
第1項 営業費用	6,929,100千円	△393,033千円	6,536,067千円
第2項 営業外費用	428,238千円	△107,331千円	320,907千円
第3項 特別損失	1,100千円	5,505千円	6,605千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,606,810千円」を「3,627,422千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「218,803千円」を「812,210千円」に、建設改良積立金「519,469千円」を「690,201千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,868,538千円」を「2,125,011千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	6,714,004千円	2,569,297千円	9,283,301千円
第1項 企業債	5,933,700千円	1,511,700千円	7,445,400千円
第2項 出資金	157,381千円	796,758千円	954,139千円
第3項 補助金	134,634千円	454,952千円	589,586千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	4,849千円	4,850千円
第5項 負担金及び寄附金	488,288千円	△198,962千円	289,326千円
	支	出	
第1款 資本的支出	10,320,814千円	2,589,909千円	12,910,723千円
第1項 建設改良費	8,892,043千円	2,598,078千円	11,490,121千円
第2項 企業債償還金	1,422,086千円	△1,484千円	1,420,602千円
第3項 国庫補助金返還金	6,685千円	△6,685千円	0千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(変 更 前)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的 支出	1建設 改良費	仁井田 浄水場 等整備事業	29,180,000千円	令和3年度	一千円
				令和4年度	55,000千円
				令和5年度	383,000千円
				令和6年度	4,952,430千円
				令和7年度	5,055,570千円
				令和8年度	12,598,000千円
1資本的 支出	1建設 改良費	仁井田 浄水場 取水・導水 施設 整備工事	2,896,000千円	令和5年度	1,550,000千円
				令和6年度	578,214千円
				令和7年度	363,033千円
				令和8年度	404,753千円
1資本的 支出	1建設 改良費	仁井田 浄水場 等整備事業 設計・建設 モニタリング 業務	51,700千円	令和5年度	7,260千円
				令和6年度	11,110千円
				令和7年度	11,110千円
				令和8年度	11,110千円
				令和9年度	11,110千円

(変 更 後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的 支出	1建設 改良費	仁井田 浄水場 等整備事業	29,730,000千円	令和3年度	一千円
				令和4年度	55,000千円
				令和5年度	383,000千円
				令和6年度	4,952,430千円
				令和7年度	7,963,651千円
				令和8年度	9,689,919千円
				令和9年度	5,770,000千円
				令和10年度	916,000千円

1 資本的支出	1 建設費	仁井田 浄水・導水 取捨工事 整備	2,896,000千円	令和5年度	1,550,000千円
				令和6年度	578,214千円
				令和7年度	419,736千円
				令和8年度	348,050千円
1 資本的支出	1 建設費	仁井田 浄水事業 等整備・建設 設計・モニタリング 業務	60,293千円	令和5年度	7,260千円
				令和6年度	11,110千円
				令和7年度	11,110千円
				令和8年度	11,110千円
				令和9年度	11,110千円
				令和10年度	8,593千円

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	5,933,700千円	1,511,700千円	7,445,400千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,079,058千円	△141,727千円	937,331千円
(他会計からの補助金)			

第8条 予算第11条中「16,316千円」を「15,613千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第9条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「52,379千円」を「297,430千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 利益積立金	52,379千円	245,051千円	297,430千円

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

議案第30号

令和7年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 排水戸数	126,722戸	△779戸	125,943戸
(2) 年間総処理水量	34,503,036m ³	135,305m ³	34,638,341m ³
(3) 一日平均処理水量	94,528m ³	371m ³	94,899m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 管渠建設			
管渠布設	1,700m	△130m	1,570m
管渠改築等	5,976m	△590m	5,386m
マンホールポンプ 施設整備	17施設	△1施設	16施設

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 下水道事業 収 益	10,922,012千円	△257,589千円	10,664,423千円
第1項 営業収益	7,462,694千円	△40,632千円	7,422,062千円
第2項 営業外収益	3,459,316千円	△216,963千円	3,242,353千円
第3項 特別利益	2千円	6千円	8千円

	支	出	
第1款 下水道事業費	10,444,897千円	△173,894千円	10,271,003千円
第1項 営業費用	9,830,096千円	△124,025千円	9,706,071千円
第2項 営業外費用	610,750千円	△63,385千円	547,365千円
第3項 特別損失	1,501千円	13,516千円	15,017千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,424,763千円」を「4,213,723千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「425,520千円」を「267,906千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,247,128千円」を「2,618,334千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,333,285千円」を「908,653千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	6,874,662千円	△468,179千円	6,406,483千円
第1項 企業債	4,052,300千円	25,900千円	4,078,200千円
第2項 出資金	885,404千円	△237千円	885,167千円
第3項 補助金	1,846,313千円	△499,522千円	1,346,791千円
第4項 負担金	90,644千円	5,630千円	96,274千円
第5項 固定資産売却代金	1千円	50千円	51千円
	支	出	
第1款 資本的支出	11,299,425千円	△679,219千円	10,620,206千円
第1項 建設改良費	6,295,195千円	△672,218千円	5,622,977千円
第2項 企業債償還金	5,004,230千円	△7,001千円	4,997,229千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	4,052,300千円	25,900千円	4,078,200千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	607,897千円	△49,834千円	558,063千円
(他会計からの補助金)			

第7条 予算第11条中「1,236,795千円」を「1,219,473千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「51,595千円」を「125,514千円」に改め、積立金の科目および処分量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減債積立金	51,595千円	△51,595千円	0千円
(2) 利益積立金	—	125,514千円	125,514千円

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

議案第31号

令和7年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度秋田市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量） （補正予定量） （ 計 ）

(1) 排 水 戸 数

（農業集落排水）	1,183戸	△30戸	1,153戸
（個別排水処理）	226戸	△6戸	220戸
（ 計 ）	1,409戸	△36戸	1,373戸

(2) 年間総処理水量

（農業集落排水）	431,765 ^{m³}	△34,917 ^{m³}	396,848 ^{m³}
（個別排水処理）	48,076 ^{m³}	1,141 ^{m³}	49,217 ^{m³}
（ 計 ）	479,841 ^{m³}	△33,776 ^{m³}	446,065 ^{m³}

(3) 一日平均処理水量

（農業集落排水）	1,183 ^{m³}	△96 ^{m³}	1,087 ^{m³}
（個別排水処理）	132 ^{m³}	3 ^{m³}	135 ^{m³}
（ 計 ）	1,315 ^{m³}	△93 ^{m³}	1,222 ^{m³}

(4) 主要な建設改良事業

(ロ) 個別排水処理
施設建設

浄化槽設置	5基	△2基	3基
-------	----	-----	----

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 農業集落排水 事業収益	388,136千円	△20,501千円	367,635千円
第 1 項 営業収益	42,203千円	6,989千円	49,192千円
第 2 項 営業外収益	345,932千円	△38,859千円	307,073千円
第 3 項 特別利益	1千円	11,369千円	11,370千円
第 2 款 個別排水処理 事業収益	37,292千円	27千円	37,319千円
第 1 項 営業収益	8,063千円	164千円	8,227千円
第 2 項 営業外収益	29,227千円	△137千円	29,090千円
支 出			
第 1 款 農業集落排水 事業費用	386,881千円	△20,586千円	366,295千円
第 1 項 営業費用	369,887千円	△23,190千円	346,697千円
第 2 項 営業外費用	16,444千円	△276千円	16,168千円
第 3 項 特別損失	50千円	2,880千円	2,930千円
第 2 款 個別排水処理 事業費用	38,421千円	12千円	38,433千円
第 1 項 営業費用	36,878千円	△25千円	36,853千円
第 2 項 営業外費用	1,441千円	37千円	1,478千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「123,315千円」を「122,813千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126千円及び過年度分損益勘定留保資金123,189千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額226千円、減債積立金16,963千円及び過年度分損益勘定留保資金105,624千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 農業集落排水 事業資本的収入	55,535千円	△4,831千円	50,704千円
第 2 項 出 資 金	36,067千円	△4,831千円	31,236千円
第 2 款 個別排水処理 事業資本的収入	20,389千円	△6,571千円	13,818千円
第 1 項 企 業 債	6,200千円	△1,500千円	4,700千円
第 2 項 出 資 金	12,262千円	△4,419千円	7,843千円
第 3 項 補 助 金	1,442千円	△431千円	1,011千円
第 4 項 負 担 金	485千円	△221千円	264千円
支 出			
第 1 款 農業集落排水 事業資本的支出	171,078千円	△5,315千円	165,763千円
第 1 項 建設改良費	33,400千円	△5,112千円	28,288千円
第 2 項 企業債償還金	137,675千円	△203千円	137,472千円
第 2 款 個別排水処理 事業資本的支出	28,161千円	△6,589千円	21,572千円
第 1 項 建設改良費	18,264千円	△6,564千円	11,700千円
第 2 項 企業債償還金	9,897千円	△25千円	9,872千円

(企 業 債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	12,500千円	△1,500千円	11,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	38,740千円	△13,860千円	24,880千円

(他会計からの補助金)

第 7 条 予算第 10 条中「283,239千円」を「243,918千円」に改める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市告示第86号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月12日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、本市収納代理金融機関を次のとおり指定したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和8年3月12日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定する金融機関
東北労働金庫の秋田県内全店舗
- 2 指定年月日
令和8年4月1日
- 3 取扱事務
本市の公金収納事務

秋田市告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月12日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム八橋	秋田市八橋イサノ一丁目2番4号	令和7年12月1日
ケアプランセンターふく灯り	秋田市東通館ノ越13番36号	令和8年1月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ほの花調剤薬局いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	令和7年12月31日

秋田市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月12日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所又は事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 2 収納を委託する歳入
戸籍手数料
印鑑証明手数料
住民基本台帳手数料
所得証明書等交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月12日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月13日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 鈴木 勉
- 2 委託事務
御所野近隣公園野球場等使用料収納事務
- 3 指定日
令和8年3月12日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月16日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
 - (1) 納税証明書交付手数料
 - (2) 公園地使用料
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和8年3月16日
- 4 指定納付受託者を指定する期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年3月16日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 三 浦 正 儀
秋田市外旭川字神田897番地
変更後 佐 藤 恵 次
秋田市外旭川字梶ノ目169番地3
- 4 変更年月日
令和8年3月9日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第93号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項および第7条第5項の規定に基づき、令和8年度の公共工事の発注見通し、入札および契約の過程ならびに契約内容について、閲覧に供する方法を次のとおり定めたので告示する。

令和8年3月16日

秋田市長 沼谷 純

1 閲覧方法

インターネット（秋田市電子入札システム「入札情報サービス」）

2 閲覧期間

(1) 発注見通し

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 入札および契約の過程ならびに契約内容

入札案件の公表日から令和10年3月31日まで

なお、契約を締結した公共工事については、当該工事の完成日又は契約解除日の属する年度の翌年度まで

秋田市告示第94号

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市上北手荒巻字堺切24番地2
特定非営利活動法人 子育て応援Seed
理事長 山崎 純
- 2 歳入の名称
子ども広場運営業務における使用料の徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月13日
- 4 委託日
令和8年3月13日

秋田市告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	事業者名および 代表者氏名	指定 年月日
29	訪問看護ステーションSO RA	秋田市山王三丁目1番 1号 秋田県庁第二庁舎3階 創業支援室B-6	株式会社クラフト ケア 代表取締役 佐藤 泰天	令和8年 4月1日

秋田市告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	開設者名	廃止 年月日
249	イオン薬局 土崎港店	秋田市土崎港南二丁目3 番41号	イオン東北株式 会社 代表取締役社長 辻 雅 信	令和8年 3月10日

秋田市告示第97号

秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市中心市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市山王一丁目1番1号
中央地域づくり協議会
会長 佐々木 政 昭
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第98号

秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市旭北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市大町四丁目4番15号
旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 長谷川 淳 司
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第99号

秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市桜地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市桜台一丁目1番4号
桜地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 武 内 仁
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第100号

秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市上北手地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市上北手猿田字苗代沢37番地1
上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 鈴木 一 弘
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第101号

秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市北部市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市土崎港西五丁目3番1号
北部地域住民自治協議会
会長 渡 邊 清 明
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第102号

秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市寺内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市寺内神屋敷13番23号
寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 川口 洋一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第103号

秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市金足地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市金足小泉字上前55番地
金足地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 水澤 慶一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市新屋扇町13番34号
西部地域住民自治協議会
会長 赤沼 侃
- 2 委託事務
秋田市西部市民サービスセンター使用料徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月17日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第105号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から令和8年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和8年3月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 国土調査として告示された年月日
令和8年3月6日 秋田県告示第116号
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市河辺神内字四国の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市河辺神内字四国の一部
- 4 調査期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第106号

秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市河辺市民サービスセンターの項第1号から第3号までに規定する地域文化ホールおよび和室ならびに洋室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2
河辺の郷自治協議会
会長 高橋 孝一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第107号

秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月18日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺岩見温泉交流センター
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字外川原101番地1
河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会
会長 備 後 正 義
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年3月18日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
留見瀬町内会
- 2 認可年月日
平成16年7月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
 - (1) 主たる事務所
変更前 秋田市河辺三内字留見瀬野113番地1
変更後 秋田市河辺岩見字萱森留見瀬48番地1
 - (2) 代表者の氏名および住所
変更前 戸井田 正 彦
秋田市河辺三内字留見瀬野113番地1
変更後 戸井田 喜美雄
秋田市河辺岩見字萱森留見瀬48番地1
- 4 変更年月日
令和8年2月11日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年3月18日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
本町町内会
- 2 認可年月日
平成10年12月25日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 永 井 一 芳
秋田市太平目長崎字本町78番地
変更後 嗟 峨 勝
秋田市太平目長崎字本町42番地
- 4 変更年月日
令和8年2月1日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第110号

次の差押調書（謄本）、配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月19日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
住 所 秋田市太平八田字和岱13番地 1
対象者 亡 浅野恵子相続財産
- 2 送達する書類
差押調書（謄本） 1 通
配当計算書 1 通

秋田市告示111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、雄物川河川緑地等維持管理業務におけるテニスコート等の使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 鈴木 勉
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
雄物川河川緑地等維持管理業務におけるテニスコート等の使用料の徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月19日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
一つ森公園管理運営等業務における体育館等の使用料の徴収事務を次の者
に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 鈴木 勉
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
一つ森公園管理運営等業務における体育館等の使用料の徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月19日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市財務規則第37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) ルミーズ株式会社

代表取締役社長 佐藤 有道

長野県小諸市本町三丁目2番25号 菱屋本町ビル

(2) ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社

代表取締役 島本 茂弘

東京都品川区西五反田七丁目7番7号 SGスクエア7階

2 指定納付受託者に納付させる歳入

(仮称) 千秋公園大手門通り有料駐車場利用料

3 指定日

令和8年3月19日

秋田市告示第114号

秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月23日

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市雄和市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
雄和市民協議会
会長 長 沼 隆
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、中央市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市山王一丁目1番1号
中央地域づくり協議会
会長 佐々木 政 昭
- 2 委託事務
秋田市中心市民サービスセンター使用料徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月18日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料に係る公金事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田食品衛生協会
会長 鈴木 清
- 2 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
- 3 指定公金事務取扱者の指定日および委託日
令和8年3月16日

秋田市告示第117号

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月23日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾 形 和 雄
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
別紙「指定公金事務取扱者一覧」のとおり
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
 - (1) 個人市民税・県民税（普通徴収）
 - (2) 固定資産税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 国民健康保険税
 - (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
 - (6) 介護保険料（普通徴収）
 - (7) 私立保育所保護者負担金
 - (8) 公立保育所保護者負担金
 - (9) 延長保育利用収入
 - (10) 市営住宅使用料
 - (11) 市営住宅駐車場使用料
 - (12) 特定公共賃貸住宅使用料
- 3 指定公金事務取扱者に指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定公金事務取扱者一覧

名称	所在地	チェーン名称またはアプリ名称
株式会社秋田銀行	秋田県秋田市山王三丁目2番1号	
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 日本橋日銀通りビル5階	
KDDI株式会社	東京都港区高輪二丁目21番1号 THE LINKPILLAR 1 NORTH	au PAY (請求書支払い)
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	MMK設置店
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	セブン-イレブン
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	d払い 請求書払い
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	ファミリーマート FamiPay請求書支払い
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ デイリーストア、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号 NBF品川タワー	楽天ペイ (請求書払い)
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	ローソン、ローソンストア100

(50音順)

秋田市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定に基づき、次のとおり指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地ならびにアプリ名称

名称	所在地	アプリ名称
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay請求書払い
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	AEON Pay請求書払い

2 対象とする歳入

- (1) 個人市民税・県民税（普通徴収）
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税
- (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- (6) 介護保険料（普通徴収）
- (7) 私立保育所保護者負担金
- (8) 公立保育所保護者負担金
- (9) 延長保育利用収入
- (10) 市営住宅使用料
- (11) 市営住宅駐車場使用料
- (12) 特定公共賃貸住宅使用料

3 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第120号

秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月24日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺ユフォーレ公園施設
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾 形 和 雄
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第121号

令和8年3月17日の「令和8年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年3月24日

秋田市長 沼谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,474,069千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	30,102,523	18,229	30,120,752
	2 国庫補助金	7,927,742	18,229	7,945,971
20	繰入金	3,617,328	18,233	3,635,561
	2 基金繰入金	3,415,261	18,233	3,433,494
22	諸収入	8,894,250	31,113	8,925,363
	5 雑入	2,014,928	31,113	2,046,041
	歳 入 合 計	157,406,494	67,575	157,474,069

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	商工費	10,301,625	19,721	10,321,346
	1 商工費	10,301,625	19,721	10,321,346
8	土木費	18,246,100	47,854	18,293,954
	4 港湾費	213,513	47,854	261,367
	歳 出 合 計	157,406,494	67,575	157,474,069

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	秋田市観光振興協働交付金	千円 19,721
8 土木費	4 港湾費	秋田港大型クルーズ船誘致等事業	47,854

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 商工費	10,301,625	19,721	10,321,346
8 土木費	18,246,100	47,854	18,293,954
歳 出 合 計	157,406,494	67,575	157,474,069

2 歳 入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 商工費国庫補助金	千円 42,732	千円 9,860	千円 52,592	1 商工費補助金	千円 9,860
6 土木費国庫補助金	2,228,273	8,369	2,236,642	3 港湾費補助金	8,369
計	7,927,742	18,229	7,945,971		

20款 繰入金

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,400,000	18,233	1,418,233	1 財政調整基金 繰入金	18,233
計	3,415,261	18,233	3,433,494		

22款 諸収入

5項 雑入

4 雑入	2,014,925	31,113	2,046,038	4 観光文化スポ ーツ雑入	31,113
計	2,014,928	31,113	2,046,041		

説	明	
15 新しい地方経済・生活環境創生交付金	(観光振)	千円 9,860
03 新しい地方経済・生活環境創生交付金	(観光振)	8,369

01 財政調整基金繰入金	(財 政)	18,233
--------------	-------	--------

79 秋田港クルーズ客船受入負担金	(観光振)	31,113
-------------------	-------	--------

16款 国庫支出金 20款 繰入金 22款 諸収入

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
5 観光費	千円 1,320,714	千円 19,721	千円 1,340,435	千円 9,860	千円	千円	千円 9,861
計	10,301,625	19,721	10,321,346	9,860	0	0	9,861

8 款 土木費

4 項 港湾費

1 港湾振興費	213,513	47,854	261,367	8,369		31,113	8,372
計	213,513	47,854	261,367	8,369	0	31,113	8,372

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 19,721	【観光文化スポーツ部関係】 秋田市観光振興協働交付金	千円 19,721 19,721

12 委託料	47,854	【観光文化スポーツ部関係】 秋田港大型クルーズ船誘致等事業	47,854 47,854

7 款 商工費 8 款 土木費

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 67,575 千円

上記のうち特定財源 49,342

差 引 一 般 財 源 18,233

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
20 繰 入 金	18,233	2 基 金 繰 入 金	18,233
計	18,233		

議案第 2 号

令和 8 年度秋田市一般会計予算

令和 8 年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,180,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(市債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 市債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 10 日 提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		45,990,931
	1 市民税	21,188,016
	2 固定資産税	20,514,891
	3 軽自動車税	930,202
	4 市たばこ税	2,150,347
	5 鉱産税	5,383
	6 入湯税	43,908
	7 事業所税	1,158,184
2 地方譲与税		1,125,110
	1 地方揮発油譲与税	185,559
	2 自動車重量譲与税	686,654
	3 森林環境譲与税	178,818
	4 特別とん譲与税	23,252
	5 航空機燃料譲与税	50,827
3 利子割交付金		201,955
	1 利子割交付金	201,955
4 配当割交付金		188,661
	1 配当割交付金	188,661
5 株式等譲渡所得割交付金		392,893
	1 株式等譲渡所得割交付金	392,893
6 法人事業税交付金		614,632
	1 法人事業税交付金	614,632
7 地方消費税交付金		9,870,399
	1 地方消費税交付金	9,870,399
8 ゴルフ場利用税交付金		49,164
	1 ゴルフ場利用税交付金	49,164

款	項	金額
9 環境性能割交付金		千円 1
	1 環境性能割交付金	1
10 国有提供施設等所在市助成交付金		2,840
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	2,840
11 地方特例交付金		419,878
	1 地方特例交付金	419,623
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	255
12 地方交付税		25,757,000
	1 地方交付税	25,757,000
13 交通安全対策特別交付金		46,847
	1 交通安全対策特別交付金	46,847
14 分担金及び負担金		359,922
	1 分担金	1,150
	2 負担金	358,772
15 使用料及び手数料		2,054,838
	1 使用料	1,128,842
	2 手数料	925,996
16 国庫支出金		24,625,222
	1 国庫負担金	21,198,300
	2 国庫補助金	3,344,751
	3 委託金	82,171
17 県支出金		10,064,063
	1 県負担金	6,807,121
	2 県補助金	2,686,585
	3 委託金	570,357
18 財産収入		195,169

款	項	金額
		千円
	1 財産運用収入	146,261
	2 財産売却収入	48,908
19 寄附金		3,139,255
	1 寄附金	3,139,255
20 繰入金		1,950,704
	1 特別会計繰入金	176,782
	2 基金繰入金	1,773,922
21 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
22 諸収入		8,802,416
	1 延滞金、加算金及び過料	40,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	6,703,098
	4 受託事業収入	39,891
	5 雑入	2,019,423
23 市債		7,628,100
	1 市債	7,628,100
	歳 入 合 計	144,180,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 668,645
	1 議会費	668,645
2 総務費		17,231,199
	1 総務管理費	15,025,354
	2 徴税費	1,156,700
	3 戸籍住民基本台帳費	697,083
	4 選挙費	185,041
	5 統計調査費	78,061
	6 監査委員費	88,960
3 民生費		56,412,530
	1 社会福祉費	27,555,334
	2 児童福祉費	20,009,850
	3 生活保護費	8,779,328
	4 国民年金費	67,318
5 災害救助費	700	
4 衛生費		10,402,677
	1 環境衛生費	575,665
	2 保健所費	2,006,333
	3 清掃費	4,845,046
	4 病院費	1,871,023
	5 上水道費	78,497
	6 食肉衛生検査所費	194,641
7 母子衛生費	831,472	
5 労働費		525,862
	1 労働諸費	525,862
6 農林水産業費		2,407,937

款	項	金額 千円
	1 農業費	1,732,136
	2 農業集落排水費	291,690
	3 林業費	384,111
7 商工費		9,759,265
	1 商工費	9,759,265
8 土木費		15,494,202
	1 土木管理費	366,684
	2 道路橋りょう費	3,344,095
	3 河川費	518,100
	4 港湾費	275,773
	5 都市計画費	5,871,259
	6 下水道費	4,485,788
	7 住宅費	632,503
9 消防費		4,118,729
	1 消防費	4,118,729
10 教育費		13,035,888
	1 教育総務費	2,605,623
	2 小学校費	2,771,972
	3 中学校費	1,802,094
	4 高等学校費	916,859
	5 幼稚園費	400,223
	6 社会教育費	2,077,058
	7 保健体育費	844,985
	8 専修学校費	156,398
	9 大学費	1,460,676
11 災害復旧費		268,959

款	項	金額
		千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	268,955
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公債費		13,754,106
	1 公債費	13,754,106
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	歳 出 合 計	144,180,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	雄和市民サービスセンター大規模改修事業	千円 1,592,000	令和8年度	千円 338,800
				令和9年度	1,253,200
3 民生費	2 児童福祉費	仁井田児童館大規模改修事業	138,754	令和8年度	
				令和9年度	138,754
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設工場棟作業用エレベータ修繕経費	37,060	令和8年度	
				令和9年度	37,060
		新ごみ処理施設整備基本計画策定等経費	432,189	令和8年度	193,392
				令和9年度	79,237
				令和10年度	69,402
				令和11年度	45,081
				令和12年度	45,077
8 土木費	4 港湾費	秋田市ポートタワー・秋田港振興センター修繕経費	219,588	令和8年度	87,835
				令和9年度	131,753
10 教育費	3 中学校費	秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備事業（新校舎建設工事分）	11,192,857	令和8年度	152,279
				令和9年度	3,761,399
				令和10年度	6,871,782
				令和11年度	407,397

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和8年度 } 令和9年度	千円 583
行政事務システム更新・運用事業	令和8年度 } 令和15年度	641,630
コンベンション誘致推進事業（令和8年度設定）	令和8年度 } 令和11年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円（国際大会の場合は3,000円）を乗じて得た額
教育旅行誘致推進事業（令和8年度設定）	令和8年度 } 令和11年度	助成対象教育旅行において、参加者数に2,000円を乗じて得た額および助成対象事業の実施に伴う講師に係る費用の合算額
総合窓口支援システム等運用経費	令和8年度 } 令和9年度	4,238
戸籍システム更新・運用経費	令和8年度 } 令和10年度	43,186
個人番号カード発行関係経費	令和8年度 } 令和13年度	23,972
奨学金返還助成事業（令和8年度設定保健総務課分）	令和8年度 } 令和13年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（令和8年度設定子ども育成課分）	令和8年度 } 令和13年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
アンダー40正社員化促進事業	令和8年度 } 令和9年度	50,600
若者職場定着支援事業	令和8年度 } 令和9年度	28,500
創業資金利子補給	令和8年度 } 令和11年度	2,400
中心市街地等空き店舗対策事業費補助金	令和8年度 } 令和10年度	18,597

事 項	期 間	限 度 額
中小製造業設備投資資金利子補給	令和8年度 } 令和18年度	千円 9,745
中心市街地循環バス車両購入費負担金	令和8年度 } 令和12年度	4,500
マイタウン・バス運行事業	令和8年度 } 令和9年度	157,170
議長専用公用車更新経費	令和8年度 } 令和9年度	457
飯島小学校スクールバス車両借上経費	令和8年度 } 令和13年度	276,115
学びの多様化学校設置準備経費	令和8年度 } 令和9年度	895

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
総務費	975,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	235,400			
児童福祉費	48,100			
環境衛生費	29,300			
保健所費	29,600			
清掃費	106,600			
農業費	288,400			
商工費	564,700			
道路橋りょう費	1,013,600			
港湾費	121,700			
土地区画整理費	1,579,500			
街路事業費	887,800			
公園整備費	65,200			
住宅費	53,900			
災害対策費	5,100			
消防費	341,200			
小学校費	421,900			
中学校費	412,100			
社会教育費	73,600			
保健体育費	162,200			
大 学 費	136,300			
公共土木施設 災害復旧費	76,900			
計	7,628,100			

議案第3号

令和8年度秋田市土地区画整理会計予算

令和8年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,540,099千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 1,755,287
	1 国庫補助金	1,755,287
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		1,756,888
	1 一般会計繰入金	1,756,888
4 繰越金		27,923
	1 繰越金	27,923
歳入合計		3,540,099

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 3,538,499
	1 土地区画整理費	3,538,499
2 公債費		600
	1 公債費	600
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,540,099

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業（都市計画道路千秋山崎線アンダーパス擁壁築造工事分）	千円 1,481,101	令和8年度	千円 171,890
				令和9年度	484,446
				令和10年度	372,705
				令和11年度	328,778
				令和12年度	123,282
		秋田駅西北地区土地区画整理事業（都市計画道路千秋山崎線アンダーパス擁壁築造工事分）	1,289,608	令和8年度	122,063
				令和9年度	373,631
				令和10年度	381,677
				令和11年度	299,081
				令和12年度	113,156

議案第4号

令和8年度秋田市市有林会計予算

令和8年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 県支出金		37,020
	1 県補助金	37,020
2 財産収入		23,445
	1 財産運用収入	4,216
	2 財産売払収入	19,227
	3 分収林収入	2
3 繰入金		152,246
	1 一般会計繰入金	152,246
4 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
5 諸収入		218
	1 雑入	218
	歳入合計	214,429

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 34,236
	1 総務管理費	34,236
2 事業費		58,344
	1 造林事業費	58,344
3 公債費		118,865
	1 公債費	118,865
4 諸支出金		2,884
	1 分取交付金	2,884
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		214,429

議案第5号

令和8年度秋田市市営墓地会計予算

令和8年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,479千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		61,187
	1 使用料	38,590
	2 手数料	22,597
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		291
	1 雑入	291
	歳入合計	61,479

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 61,278
	1 総務管理費	61,278
2 繰出金		1
	1 一般会計繰出金	1
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		61,479

議案第6号

令和8年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

令和8年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ457,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		156,548
	1 使用料	156,547
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		87,720
	1 一般会計繰入金	87,720
4 繰越金		11,300
	1 繰越金	11,300
5 諸収入		200,757
	1 貸付金元利収入	80,001
	2 雑入	120,756
	歳入合計	457,197

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 411,951
	1 総務管理費	411,951
2 事業費		11,300
	1 地方卸売市場施設整備費	11,300
3 公債費		33,646
	1 公債費	33,646
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		457,197

議案第7号

令和8年度秋田市大森山動物園会計予算

令和8年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ573,005千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		127,782
	1 使用料	127,782
2 財産収入		1,903
	1 財産運用収入	1,903
3 寄附金		2,390
	1 寄附金	2,390
4 繰入金		421,086
	1 一般会計繰入金	421,086
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		19,843
	1 雑入	19,843
歳入合計		573,005

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 523,443
	1 総務管理費	523,443
2 事業費		14,500
	1 動物園施設整備費	14,500
3 公債費		34,962
	1 公債費	34,962
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		573,005

議案第 8 号

令和 8 年度秋田市廃棄物発電会計予算

令和 8 年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 225,815 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 10 日 提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 発電収入		千円 225,814
	1 発電収入	225,814
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		225,815

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		48,934
	1 総務管理費	48,934
2 繰出金		176,781
	1 一般会計繰出金	176,781
3 公債費		100
	1 公債費	100
	歳 出 合 計	225,815

議案第9号

令和8年度秋田市病院事業債管理会計予算

令和8年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,732,593千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 63,668
	1 負担金	63,668
2 諸収入		1,603,525
	1 貸付金元利収入	1,603,525
3 市債		65,400
	1 市債	65,400
歳 入 合 計		1,732,593

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 市立秋田総合病院貸付金		65,400
	1 市立秋田総合病院貸付金	65,400
2 公債費		1,667,193
	1 公債費	1,667,193
	歳 出 合 計	1,732,593

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院 貸付金	千円 65,400	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる場合、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条 件による。銀行その他の場合は 債権者と協議して定める。た だし財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に借換す ることができる。
計	65,400			

議案第10号

令和8年度秋田市学校給食費会計予算

令和8年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,655,479千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		543,241
	1 給食費収入	543,241
2 県支出金		664,664
	1 県補助金	664,664
3 繰入金		447,571
	1 一般会計繰入金	447,571
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 雑入	2
歳 入 合 計		1,655,479

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,652,879
	1 総務管理費	1,652,879
2 公債費		1,600
	1 公債費	1,600
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,655,479

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食費管理システム更新・運用経費	令和8年度 ┆ 令和13年度	千円 61,020

議案第11号

令和8年度秋田市工業団地開発事業会計予算

令和8年度秋田市の工業団地開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ318,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 318,450
	1 一般会計繰入金	318,450
歳入合計		318,450

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,955
	1 総務管理費	1,955
2 事業費		315,695
	1 工業団地整備費	315,695
3 公債費		800
	1 公債費	800
歳 出 合 計		318,450

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
北部地区再生可能エネルギー工業団地整備事業	令和8年度 ┆ 令和9年度	千円 273,038

議案第12号

令和8年度秋田市国民健康保険事業会計予算

令和8年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,790,681千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 3,903,558
	1 国民健康保険税	3,903,558
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		31,460
	1 国庫補助金	31,460
4 県支出金		21,534,669
	1 県補助金	21,534,668
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		1,764
	1 財産運用収入	1,764
6 繰入金		2,283,347
	1 一般会計繰入金	2,283,346
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		35,880
	1 延滞金、加算金及び過料	16,681
	2 雑入	19,199
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
	歳 入 合 計	27,790,681

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		241,942
	1 総務管理費	116,018
	2 徴税費	120,718
	3 運営協議会費	325
	4 収納率向上特別対策事業費	4,881
2 保険給付費		21,067,468
	1 療養諸費	18,063,768
	2 高額療養費	2,944,033
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	37,516
	5 葬祭諸費	22,150
3 国民健康保険事業費納付金		6,149,340
	1 医療給付費分	4,016,265
	2 後期高齢者支援金等分	1,551,404
	3 介護納付金分	448,576
	4 子ども・子育て支援納付金分	133,095
4 保健事業費		264,347
	1 特定健康診査等事業費	173,518
	2 保健事業費	90,829
5 基金積立金		1,764
	1 基金積立金	1,764
6 公債費		200
	1 公債費	200
7 諸支出金		15,620
	1 償還金及び還付加算金	15,619
	2 一部負担金	1

款	項	金額
8 予備費		千円 50,000
	1 予備費	50,000
	歳出合計	27,790,681

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に 償還する。
計	1			

議案第13号

令和8年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和8年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,757千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 7,684
	1 一般会計繰入金	7,684
2 繰越金		1,822
	1 繰越金	1,822
3 諸収入		8,251
	1 貸付金元利収入	7,969
	2 雑入	282
	歳 入 合 計	17,757

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		17,657
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	17,657
2 公債費		100
	1 公債費	100
	歳 出 合 計	17,757

議案第14号

令和8年度秋田市介護保険事業会計予算

令和8年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,743,811千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 6,602,014
	1 介護保険料	6,602,014
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,471,021
	1 国庫負担金	5,390,854
	2 国庫補助金	2,080,167
4 支払基金交付金		8,226,266
	1 支払基金交付金	8,226,266
5 県支出金		4,501,383
	1 県負担金	4,309,296
	2 県補助金	192,087
6 財産収入		6,828
	1 基金運用収入	6,828
7 繰入金		4,733,726
	1 一般会計繰入金	4,733,725
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		7,707
	1 繰越金	7,707
9 諸収入		194,865
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	194,864
歳入合計		31,743,811

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 622,622
	1 総務管理費	622,622
2 保険給付費		29,846,631
	1 介護サービス等諸費	27,305,617
	2 介護予防サービス等諸費	753,997
	3 高額介護サービス等費	882,145
	4 特定入所者介護サービス等費	866,685
	5 その他諸費	38,187
3 地域支援事業費		1,226,434
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	580,566
	2 一般介護予防事業費	36,554
	3 包括的支援事業・任意事業費	605,341
	4 その他諸費	3,973
4 保健福祉事業費		25,485
	1 保健福祉事業費	25,485
5 基金積立金		6,828
	1 基金積立金	6,828
6 公債費		100
	1 公債費	100
7 諸支出金		7,711
	1 償還金及び還付加算金	7,711
8 予備費		8,000
	1 予備費	8,000
歳 出 合 計		31,743,811

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム等更新・運用経費 (令和8年度設定分)	令和8年度 ┆ 令和13年度	千円 299,640

議案第15号

令和8年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算

令和8年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,796,057千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 4,441,979
	1 後期高齢者医療保険料	4,441,979
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		1,343,226
	1 一般会計繰入金	1,343,226
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,850
	1 延滞金、加算金及び過料	650
	2 償還金及び還付加算金	10,200
歳 入 合 計		5,796,057

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 69,599
	1 総務管理費	34,577
	2 徴収費	35,022
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,711,058
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,711,058
3 公債費		200
	1 公債費	200
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		5,796,057

議案第16号

令和8年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	149,265戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,618,227m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	89,365m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	1,150m
配 水 管 布 設 替 等	15,593m
配 水 幹 線 整 備	一式
(ロ) 施 設 改 良	
仁 井 田 浄 水 場 等 整 備	一式
豊 岩 浄 水 場 沈 澱 池 傾 斜 板 更 新	一式
松 淵 浄 水 場 非 常 用 発 電 機 更 新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	8,643,971千円
第1項 営 業 収 益	7,015,206千円
第2項 営 業 外 収 益	1,628,763千円
第3項 特 別 利 益	2千円

		支	出
第1款	水道事業費用		7,605,661千円
	第1項 営業費用		7,066,078千円
	第2項 営業外費用		536,683千円
	第3項 特別損失		1,100千円
	第4項 予備費		1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,540,488千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,219,868千円、建設改良積立金1,517,704千円及び過年度分損益勘定留保資金1,802,916千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		10,673,389千円
	第1項 企業債		9,845,600千円
	第2項 出資金		63,918千円
	第3項 補助金		45,365千円
	第4項 固定資産売却代金		1千円
	第5項 負担金及び寄附金		718,505千円

		支	出
第1款	資本的支出		15,213,877千円
	第1項 建設改良費		13,772,934千円
	第2項 企業債償還金		1,421,707千円
	第3項 国庫補助金返還金		19,236千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	360,000千円	令和8年度	230,000千円
		仁井田 浄水場 等整備事業 関連工事		令和9年度	130,000千円

1 資本的支出	1 建設改良費	俄沢浄水場ほか遠方監視更新工事	275,000千円	令和8年度	一千円
				令和9年度	275,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金補給 あつせん利子補給	令和8年度から13年度まで	904千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	9,845,600千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	984,015千円
(2) 交際費	50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,579千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、210,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
1 取得する資産		
工具、器具及び備品	イオンクロマトグラフ ポストカラム (シアン、臭素酸)	一式

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

議案第17号

令和8年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	126,411戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	34,619,191 ^m ₃
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	94,847 ^m ₃
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
(イ) 管 渠 建 設	
管 渠 布 設	140m
管 渠 改 築 等	6,470m
マンホールポンプ施設整備	13施設
公共下水道太平川9号幹線整備	一式
秋田駅西地区雨水幹線整備	一式
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場整備	一式
汚水中継ポンプ場監視制御設備更新	一式
川口汚水中継ポンプ場ゲート設備更新	一式
排水ポンプ施設整備	2施設
(ハ) 特定環境保全公共下水道	
管 渠 布 設	1,860m
マンホールポンプ施設整備	5施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		11,115,897千円
	第1項 営業収益		7,571,663千円
	第2項 営業外収益		3,544,232千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,939,579千円
	第1項 営業費用		10,246,369千円
	第2項 営業外費用		689,159千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,399,385千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額469,682千円、過年度分損益勘定留保資金2,158,039千円及び当年度分損益勘定留保資金1,771,664千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		11,025,689千円
	第1項 企業債		5,783,000千円
	第2項 出資金		857,140千円
	第3項 補助金		4,248,950千円
	第4項 負担金		136,598千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		15,425,074千円
	第1項 建設改良費		10,447,696千円
	第2項 企業債償還金		4,977,378千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 秋田駅西 地区雨水 幹線整備事業	9,000,000千円	令和8年度	一千円
				令和9年度	1,300,000千円
				令和10年度	2,700,000千円
				令和11年度	5,000,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道管路維持管理 包括業務委託	令和8年度から18年度まで	4,572,880千円
水洗便所改造 資金利子補給	令和8年度から14年度まで	1,148千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和8年度から14年度まで	1,750千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	5,783,000千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 557,386千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,250,442千円である。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

議案第18号

令和8年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	1,159戸	225戸	1,384戸
(2) 年間総処理水量	392,036m ³	49,244m ³	441,280m ³
(3) 一日平均処理水量	1,074m ³	135m ³	1,209m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設整備			2施設
農業集落排水施設事業計画策定業務委託			一式
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	371,767千円
第1項	営業収益	45,056千円
第2項	営業外収益	326,710千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	43,102千円
第1項	営業収益	8,236千円
第2項	営業外収益	34,864千円
第3項	特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	369,350千円
	第 1 項 営 業 費 用	354,241千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	14,559千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	44,823千円
	第 1 項 営 業 費 用	43,172千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,549千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額148,711千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額696千円及び過年度分損益勘定留保資金148,015千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	37,250千円
	第 1 項 企 業 債	12,500千円
	第 2 項 出 資 金	21,464千円
	第 3 項 補 助 金	2,250千円
	第 4 項 基 金 繰 入 金	1,036千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	9,048千円
	第 1 項 企 業 債	6,200千円
	第 2 項 出 資 金	921千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円

支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	166,705千円
第1項	建設改良費	32,185千円
第2項	企業債償還金	134,518千円
第3項	投 資	2千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	28,304千円
第1項	建設改良費	18,087千円
第2項	企業債償還金	10,217千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管路維持管理 包括業務委託	令和8年度から18年度まで	96,220千円
水資金便利所改造 (農業集落排水)	令和8年度から14年度まで	138千円
水資金便所改造 (農業集落排水)	令和8年度から14年度まで	210千円
水資金便利所改造 (個別排水処理)	令和8年度から14年度まで	230千円
水資金便所改造 (個別排水処理)	令和8年度から14年度まで	350千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	18,700千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる)

場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 37,587千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、269,131千円である。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月24日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市雄和妙法字上大部48番地1
雄和市民協議会
会長 長 沼 隆
- 2 委託事務
秋田市雄和市民サービスセンター使用料徴収事務
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、変更し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月26日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
こどもとおとなのなか じまクリニック	秋田市土崎港北二丁目17番17号	令和8年1月1日
向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	令和8年2月1日
ほの花調剤薬局いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	令和8年1月1日

2 変更

事業所名称		変更年月日
旧	訪問看護事業所エール秋田	令和8年2月1日
新	ネコロボ訪問看護秋田店	

3 廃止

事業所名称	廃止年月日
七海医院	令和8年1月22日
こどもとおとなのなか じまクリニック	令和7年12月31日
ほの花調剤薬局いずみ 店	令和7年12月31日

秋田市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月26日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
一般財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区麴町4-8-1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務

地域総合整備資金の貸付けに係る支出および徴収事務

3 指定年月日

令和8年4月1日

秋田市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、北部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月26日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市土崎港西五丁目3番1号
北部地域住民自治協議会
会長 渡 邊 清 明
- 2 委託事務
秋田市北部市民サービスセンター使用料徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月25日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月27日

秋田市長 沼谷 純

1 都市計画の種類および名称

- 秋田都市計画道路 3・4・33号 将軍野相染線
- 秋田都市計画道路 3・4・34号 土崎環状線
- 秋田都市計画道路 3・5・37号 秋田港四ツ屋線
- 秋田都市計画道路 3・4・76号 前田和田2号線

2 都市計画を変更した区域

秋田市土崎港東三丁目、土崎港東四丁目、土崎港北一丁目、土崎港北三丁目、土崎港北四丁目、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、土崎港北七丁目、港北新町、港北松野町、土崎港相染町字土浜、土崎港相染町字沼端、土崎港相染町字浜ナシ山、河辺北野田高屋字上前田表、河辺北野田高屋字前田表、河辺和田字上中野および河辺和田字北条ケ崎地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第127号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月27日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
公益財団法人 秋田観光コンベンション協会	秋田市大町一丁目2番37号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

佐竹史料館グッズ販売収入

3 指定年月日

令和8年3月27日

秋田市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年3月27日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
浦山町内会
- 2 認可年月日
平成28年1月19日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊藤 吉治
秋田市金足浦山字浦山1番地
変更後 伊藤 重義
秋田市金足浦山字岩崎118番地1
- 4 変更年月日
令和8年3月1日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

秋田市長 沼 谷 純

1 道路の区域変更および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和8年3月27日

3 縦覧期間

令和8年3月27日から同年4月15日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市河辺市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
河辺の郷自治協議会
会長 高橋 孝一
- 2 委託事務
秋田市河辺市民サービスセンター使用料徴収事務
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市河辺岩見温泉交流センターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺三内字外川原101番地1
河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会
会長 備 後 正 義
- 2 委託事務
秋田市河辺岩見温泉交流センター使用料徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月27日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第132号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

秋田市告示第133号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、令和8年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

秋田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名称	所在地
北部地域住民自治協議会	秋田市土崎港西五丁目3番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田市古川町街区公園（土崎市民グラウンド）の施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和8年3月24日

秋田市告示第135号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
 - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称
秋田市
 - (2) 施設等の名称
秋田市金足西幼稚園
 - (3) 施設等の所在地
秋田市金足大清水字大清水台1番地4
 - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類
一時預かり事業
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日
令和8年3月31日

秋田市告示第136号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
学校法人秋田カトリック学園
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称
土崎カトリックこども園
- 3 施設等の所在地
秋田市土崎港南三丁目13番35号
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
一時預かり事業
- 5 確認した年月日
令和8年4月1日

秋田市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

1 契約の始期

令和8年4月1日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏名 越山 薫

住所 秋田県南秋田郡井川町坂本字大野地237番地1

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市告示第138号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の20第1項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者を次のとおり確認したので、同法第54条の3において準用する第53条の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

1 特定乳児等通園支援事業所の名称および所在地ならびに当該特定乳児等通園支援事業者の名称

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
寺内保育所	秋田市寺内油田二丁目5-1	秋田市
岩見三内保育所	秋田市河辺三内字外川原115	秋田市
川添保育所	秋田市雄和椿川字長者屋敷33	秋田市
河辺保育所	秋田市河辺北野田高屋字上前 田表68-1	秋田市
かんば認定こども園	秋田市牛島西一丁目7-42	社会福祉法人湊標会
こども園あきた風の遊育舎	秋田市土崎港西三丁目8-28	社会福祉法人風の遊育舎
こども園いずみ風の遊育舎	秋田市寺内字三千刈223-1	社会福祉法人風の遊育舎
こども園こうほく風の遊育舎	秋田市土崎港北六丁目1-33	社会福祉法人風の遊育舎

ゆめの樹保育園	秋田市山王四丁目 4 - 14 教育会館 1 階	清三屋商事株式会社
ビーンズ保育園	秋田市保戸野八丁 2 - 9	株式会社いわま薬局
白百合こども園	秋田市八橋鯉沼町 5 - 6	社会福祉法人白百合保育園
オレンジリー秋田第 1 保育園	秋田市新屋鳥木町 1 - 173	株式会社プレステージ・インターナショナル
し～な保育園	秋田市八橋南一丁目 1 - 3	株式会社TEAM C N A L I F E
わかこま第一保育園	秋田市山王二丁目 1 - 21	社会福祉法人若駒会
わかこま第二保育園	秋田市山王六丁目 7 - 26	社会福祉法人若駒会
認定こども園山王幼稚園・保育園	秋田市山王中園町 4 - 15	学校法人山王学園
大野保育園	秋田市仁井田字西潟敷 11	社会福祉法人大野保育園
ならやま認定こども園	秋田市南通宮田 16 - 30	社会福祉法人檜山保育園
聖使幼稚園	秋田市保戸野中町 6 - 36	学校法人聖公会聖ミカエル学園
城南園	秋田市檜山古川新町 41 - 2	社会福祉法人秋田婦人ホーム
やまばと保育園	秋田市新屋寿町 8 - 69	社会福祉法人友睦会
めぐみ保育園	秋田市東通七丁目 4 - 11	株式会社L B K

こばと保育園	秋田市広面字釣瓶町71-4	社会福祉法人こばと保育園
みつば保育園	秋田市保戸野八丁2-20	社会福祉法人こばと保育園
ニチイキッズ秋田ひろおもて保育園	秋田市広面字堤敷73-1	株式会社ニチイ学館
あおぞら幼保連携型認定こども園	秋田市仁井田字仲谷地284	社会福祉法人雄仁会
幼保連携型認定こども園あおぞらなないろ園	秋田市四ツ小屋字中野258	社会福祉法人雄仁会

秋田市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード
秋田県秋田市大町二丁目4番44号
 - (2) 株式会社秋田国際カード
秋田県秋田市大町一丁目3番8号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
 - (1) 個人市民税・県民税（普通徴収）
 - (2) 固定資産税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 国民健康保険税
 - (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
 - (6) 介護保険料（普通徴収）
 - (7) 私立保育所保護者負担金
 - (8) 公立保育所保護者負担金
 - (9) 延長保育利用収入
 - (10) 市営住宅使用料
 - (11) 市営住宅駐車場使用料
 - (12) 特定公共賃貸住宅使用料

ただし、クレジットカード納付専用インターネットウェブサイトを利用して納付されたものに限る。

3 指定納付受託者に指定する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	令和8年4月1日
株式会社秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル3階	令和8年4月1日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	令和8年4月1日
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F	令和8年4月1日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	令和8年4月1日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	令和8年4月1日
株式会社DGファイ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目	令和8年4月1日

ナンシャルテクノロジー	5番7号	
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階	令和8年4月1日
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号 SOUTH GATE新宿9階	令和8年4月1日
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	令和8年4月1日
株式会社JALUX	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス12階	令和8年4月1日
株式会社オールアバウトライフマーケティング	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号	令和8年4月1日
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-2-3	令和8年4月1日
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	令和8年4月1日
株式会社DMC aizu	福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地	令和8年4月1日
株式会社Workthy	福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5 読売九州ビル5F	令和8年4月1日

秋田市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条の2の3第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定納付受託者に納付させる歳入

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社カルティ ブ	神奈川県横浜市西区高島2- 19-12 スカイビル	令和8年4月1日

秋田市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
小鴨町町内会
- 2 認可年月日
平成23年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 高 橋 金 市
秋田市土崎港西三丁目10番34号
変更後 播磨谷 誠
秋田市土崎港中央三丁目5番6号
- 4 変更年月日
令和5年4月16日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第143号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和8年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼谷 純

1 縦覧期間

令和8年4月1日から同年6月1日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、千秋公園駐車場保守管理業務委託における駐車場の使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
株式会社パーキングソリューションズ仙台営業所
所長 本田 貴 昭
宮城県仙台市若林区新寺三丁目1番28号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
千秋公園駐車場保守管理業務委託における駐車場の使用料の徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月31日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市教委告示第4号

令和8年3月19日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和8年3月13日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市文化財保護審議会委員の解職および委嘱に関する件
- 3 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第5号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種別	名称	所有者等又は保持者等	
		住所	氏名又は団体名
無形民俗文化財	勝平神社 地口絵灯ろう祭り	秋田市保戸野鉄砲町 4番28号	宗教法人勝平神社 代表役員 金山智紀

秋田市教委告示第6号

令和8年4月6日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和8年3月30日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

付議案件

- 1 令和8年度秋田市の教育について
- 2 職員の人事について承認を求める件

秋市選管告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和8年3月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,041人
2	6分の1の数	42,007人
3	3分の1の数	84,013人

秋田市農委告示第3号

令和8年3月19日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和8年3月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件
- 4 行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決に関する件

秋田市上下水道局告示第2号

秋田市特定環境保全公共下水道事業計画（太平山処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

令和8年3月6日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

1 事業計画の名称

秋田市特定環境保全公共下水道事業計画（太平山処理区）

2 工事の着手および完成の予定年月日

(1) 工事着手の年月日

平成元年9月19日

(2) 工事完成の予定年月日

令和14年3月31日

3 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

4 事業計画案の縦覧の期間

令和8年3月9日から同月23日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

5 事業計画案の縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

秋田市上下水道局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所又は事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社電算システム
 - (2) 住所又は事務所の所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
水道料金、小規模水道施設水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、地域下水道使用料および個別排水処理施設使用料（コンビニエンスストアおよび電子決済による公金支払の方法により代理納付されたものに限る。）
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年2月4日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和8年2月24日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
有限会社あべ水道施設秋田営業所	阿部政悦	秋田市旭南一丁目14番30号	令和8年3月30日

秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第3条第2項第3号、第11条第1項第9号および第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識および技能を有する者を次のように指定する。

令和8年3月24日

秋田市消防長 堀 井 正 人

1 秋田市火災予防条例（以下「条例」という。）第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項、第8条、第8条の2および第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識および技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検および整備に関しこれらと同等以上の知識および技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条および第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第11条第1項第9号（条例第8条の3第1項および第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項および第3項、第13条第2項および第4項、第14条第2項、第15条第2項ならびに第16項第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識および技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検および整備に関しこれらと同等以上の知識および技能を有する者とする。

(1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

(2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

(3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者。条例第12条第2項および第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

(4) 一般社団法人日本電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者。条例第13条第2項および第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

(5) 公益社団法人日本サイン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者。条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識および技能を有する者は、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者又は当該器具の点検および整備に関しこれと同等以上の知識および技能を有する者とする。

附 則

1 この告示は、令和8年3月31日から施行する。

2 「必要な知識および技能を有する者」の指定（令和3年秋田市消防本部告示第3号）は、廃止する。

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図および簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年3月10日

秋田市長 沼谷 純

- 1 調査を行った地区 秋田市雄和平尾鳥字広面および善知鳥の各一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間 令和8年3月11日から同月30日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧会場 河辺市民サービスセンター1階 地籍調査室
- 6 誤り等申出 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に秋田市長に対し、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 その他 地図は、令和6年11月測量、簿冊は令和7年11月18日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図および簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年3月10日

秋田市長 沼谷 純

- 1 調査を行った地区 秋田市河辺神内字四国の一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間 令和8年3月11日から同月30日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧会場 河辺市民サービスセンター1階 地籍調査室
- 6 誤り等申出 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に秋田市長に対し、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 その他 地図は、令和6年11月測量、簿冊は令和7年11月13日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年3月13日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月13日

秋田市長 沼谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年4月17日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

令和8年3月23日

秋田市長 沼谷 純

1 縦覧期間

令和8年3月23日から同年4月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年3月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月25日

秋田市長 沼谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年3月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月27日

秋田市長 沼谷 純

1 都市計画の種類および名称

- 秋田都市計画道路 3・4・16号 秋田港北線
- 秋田都市計画道路 3・5・38号 浜ナシ山長野線
- 秋田都市計画道路 3・4・77号 和田駅前線
- 秋田都市計画道路 3・4・78号 石川和田駅線

2 都市計画を変更した区域

秋田市下新城野中野字街道端西、飯島字堀川、飯島字古道下川端、土崎港相染町字大浜、土崎港相染町字浜ナシ山、土崎港相染町字土浜、土崎港相染町字中谷地、土崎港相染町字堂ノ後、港北松野町、飯島長野上町、飯島長野本町、土崎港古川町字相染境、土崎港西四丁目、土崎港西五丁目、土崎港中央五丁目、土崎港中央六丁目、土崎港中央七丁目、土崎港北三丁目、土崎港北四丁目、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、港北新町、河辺和田字北条ヶ崎、河辺和田字上中野、河辺和田字和田および河辺北野田高屋字黒沼下堤下地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

令和8年3月30日

特定行政庁

秋田市長 沼谷 純

- 1 意見聴取の日時 令和8年4月16日（木）午後6時30分
- 2 意見聴取の場所 秋田市八橋運動公園1番5号
秋田県スポーツ科学センター 2階 研修室
- 3 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第3項ただし書の規定により、第一種中高層住居専用地域内において、原則、建築してはならない建築物への新築を許可することについて
- 4 建築計画の概要
 - (1) 建築物の主要用途 観覧場、体育館および集会場
 - (2) 建築物の位置 秋田市八橋運動公園623他
 - (3) 構造および規模 鉄骨造 4階建て
 - (4) 敷地面積 $36,831.48\text{m}^2$
 - (5) 延べ面積 $18,292.95\text{m}^2$
- 5 申請者の住所および氏名
秋田市旭北錦町39番1号
秋田アリーナPFIパートナーズ株式会社
代表取締役 高橋 康

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年3月31日

秋田市長 沼谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

名称 有限会社すぐる不動産

代表取締役 木村 正之

住所 秋田県秋田市泉南一丁目15番25号

名称 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜勢 陽一

住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名称 秋田オーパビル・秋田ステーションビル

所在地 秋田県秋田市千秋久保田町4番2号

秋田県秋田市中通七丁目2番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所

ならびに法人にあっては代表者の氏名変更の内容については縦覧に供
する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

令和 8 年12月31日

(5) 変更理由

テナント入替えのため

2 届出年月日

令和 8 年 3 月 5 日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和 8 年 3 月 31日から同年 7 月 31日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで。

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年3月31日

秋田市長 沼谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

名 称 東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 喜 勢 陽 一

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

名 称 秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 鈴 木 万寿夫

住 所 秋田県秋田市中通七丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田駅ビル

所在地 秋田県秋田市中通七丁目1番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名変更の内容については縦覧に供

する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

令和8年12月31日

(5) 変更理由

テナント入替えのため

2 届出年月日

令和8年3月5日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和8年3月31日から同年7月31日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由